

## 令和6年第4回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月10日

### ○議事日程

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  | 一般質問   |
| 日程第 3  | 議案第 5 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 4  | 議案第 3 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例   |
|        | 議案第 4 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 5  | 発委第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 6  | 議案第 13 号 令和6年度八雲町一般会計補正予算（第10号）  |
| 日程第 7  | 議案第 14 号 令和6年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第 8  | 議案第 15 号 令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）   |
| 日程第 9  | 議案第 16 号 令和6年度八雲町病院事業会計補正予算（第3号）   |
| 日程第 10 | 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例   |
| 日程第 11 | 議案第 2 号 八雲町印鑑条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 八雲町収入証紙条例及び八雲町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 八雲町給水条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 17 | 議案第 11 号 八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 18 | 議案第 12 号 工事請負契約の締結について   |

○出席議員（14名）

1番 赤井睦美君	2番 佐藤智子君
3番 横田喜世志君	4番 大久保建一君
5番 関口正博君	6番 宮本雅晴君
7番 倉地清子君	8番 三澤公雄君
9番 牧野仁君	10番 安藤辰行君
11番 斎藤實君	12番 能登谷正人君
副議長 13番 黒島竹満君	議長 14番 千葉隆君

○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	成 田 耕 治 君
総務課長 兼新庁舎建設推進室長 併選挙管理委員会事務局長	竹 内 友 身 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
政策推進課長	川 口 拓 也 君	政策推進課参事	戸 田 淳 君
会計管理者 兼会計課長	佐 藤 尚 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
住民生活課長	相 木 英 典 君	保健福祉課長	石 黒 陽 子 君
農林課長 併農業委員会事務局長	石 坂 浩 太 郎 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
建設課長 兼公園緑地推進室長	藤 田 好 彦 君	環境水道課長	横 田 盛 二 君
水産課長	吉 田 一 久 君	落部支所長	阿 部 雄 一 君
教育長	土 井 寿 彦 君	学校教育課長 兼学校給食センター長 社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	三 坂 亮 司 君
学校教育課参事	池 田 忠 寛 君	農業委員会会長	佐 藤 真 理 子 君
体育課長 選挙管理委員会委員長	伊 藤 勝 君	監 査 委 員	日 野 昭 君
総合病院事務長	外 崎 正 廣 君	総合病院庶務課長	千 田 浩 文 君
総合病院医事課長	竹 内 伸 大 君	総合病院地域医療連携課長	長 谷 川 信 義 君
消 防 長	加 藤 貴 久 君	八雲消防署長	佐 々 木 裕 一 君
八雲消防署庶務課長	堤 口 信 君	八雲消防署予防課長	河 井 治 彦 君
八雲消防署警防救急課長	中 野 悟 司 君		小 林 伸 也 君
	関 晃 弘 君		

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長 兼地域振興課長 併熊石教育事務所長	田 村 春 夫 君	地域振興課参事	小 笠 原 一 信 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	産 業 課 長	佐 々 木 直 樹 君
熊石消防署長	藤 村 勉 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君

## ○出席事務局職員

事務局長 併監査委員事務局長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長 監査委員事務局次長	成 田 真 介 君
庶務係長 併監査委員事務局監査係	千 代 貴 大 君		

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開会宣告

- 議長（千葉 隆君） おはようございます。傍聴席の皆さんご苦労様です。  
ただいまの出席議員は14名です。  
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、大久保建一議員と安藤辰行議員を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） これより局長より諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（三澤 聡君） おはようございます。  
ご報告いたします。  
本日の会議に、議会運営委員会から条例改正1件が提出されております。  
以上でございます。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長（千葉 隆君） 日程第2、一般質問を行います。  
質問は、昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により、各々45分以内に制限してこれを許します。  
○議長（千葉 隆君） それではまず倉地清子議員の質問を許します。  
○7番（倉地清子君） 議長、倉地。  
○議長（千葉 隆君） 倉地議員。  
○7番（倉地清子君） よろしく申し上げます。  
災害から命と財産を守るためにすべきこと。  
政府は令和6年11月1日、防災庁設置に向け、準備室を立ち上げ、令和8年度中の設置を目指しているところです。  
11月9日には災害時に設置する避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対し、水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備蓄品の導入費用を補助する方針を固めています。  
また、民間が所有するトレーラーハウスなどの資材を把握するため、データベースの創設や自治体が保有する備蓄品を調査・公表することで事前の備えを重視し、平時での支援を広げる動きがあります。

そこで質問いたします。(1)今年度から八雲町では危機対策課が立ち上がり、平時での備えや災害時対策についての意識向上に向け地域防災マスター認定研修会を行いました。

また、町民向けの防災ワークショップなどを開催し、共助を高める取り組みをしているところです。

今後、八雲町は国の動向を見つつ、防災をどのように展開していくのかを伺います。

(2)災害時における町民への情報伝達をどのようにしていくのかを伺います。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 倉地議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の質問についてですが、八雲町では4月から新たに危機対策課を新設したところであり、現在、地域全体の防災力を高めるために、3つの柱を定め、防災施策を展開しております。

第1の柱は、防災教育・人材育成として、自助・共助の意識を育てる「人づくり」、そして第2の柱は、町内会をはじめ各種関係機関など、多様な団体組織同士の顔の見える「関係づくり」、そして第3の柱は、役場自体の防災・危機管理対応力の強化を進める「体制づくり」であります。

特に重要視しているのは、「人づくり」であり、阪神淡路大震災、東日本大震災、そして今年発生した能登半島地震においても、行政が担う公助に限界があることが明確になっております。

こうした中、町民一人一人が、災害を他人事ではなく、自分事として捉え、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という防災意識を持っていただくことが重要であり、たとえば、家具の固定や食料の備蓄のほか、避難訓練に参加して、ご近所同士で助け合いながら避難できるようにするなど、町民一人一人が事前に備えることが、八雲町全体の地域防災力の向上に繋がっていくものと考えております。

わが国では、毎年のように、災害が常に想定を超えて発生し、災害の状況や対応について得られる教訓を踏まえて、その都度、防災対策も見直されていきます。

八雲町においても、人口減少や少子高齢化、担い手の減少、価値観や文化の多様化など課題も多くありますが、中長期視点で、できることから着実に進めてまいりたいと思いますのでご理解ご協力をお願いします。

次に2点目の質問にお答えいたします。

災害時における町民への情報伝達については、災害による人的被害を減少させるとともに、災害からの早期復旧を図る上でも、非常に重要なものと認識しております。

災害発生時には、町民一人一人が、その時々で得た情報や状況等を自ら判断し、早期に対応する必要に迫られることから、情報を迅速かつ確実に伝えることが重要であります。

また災害発生のフェーズに合わせて、避難指示等の災害から命を守るための情報のほか、被害状況や避難所の状況、被災者支援や生活再建に向けた情報など様々な情報が伝達されることとなります。

災害情報を住民に伝達する場合には、一つの手段で行うよりも、複数の手段で行ったほうがより確実に、よりきめ細かに、より多くの住民への情報伝達が可能になることから、費用対効果などを踏まえ、これらの手段を効率よく組み合わせた、多様な情報伝達手段の整備が望ましいとされております。

八雲町においても、防災行政無線を利用したJアラートのほか、町ホームページ、八雲町公式ライン、災害情報共有システムLアラートなどのほか、新たな情報伝達システムの導入を検討しながら、情報伝達手段の多重化を進めているところであります。

また、町民の皆様には、町から伝達される情報のほか、テレビ、ラジオ、スマートフォンによる緊急速報エリアメールやSNS、防災アプリなど、自ら積極的に情報収集するという心構えと、常日頃から災害への備えについてご家族やご近所の方々との確認することの重要性について、引き続き啓発活動を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） それではまず町長の一番目の質問の答弁ですが、防災力の一番考えているのは人づくりと聞かせていただきました。

では、今年の1月と3月に防災会議が開催されたと思いますが、この会議は以前八雲町にとって意思決定を行う重要な場だと確認させていただいております。この3月に行われた防災会議の場で決められた内容はどういうものだったのか、もし3月以降に会議がなされているのであればその内容も含めて教えていただきたいと思っております。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 倉地議員のご質問にお答えいたします。

防災会議につきまして、今回3月の防災会議の議事内容等についてということでご質問いただきました。今回の3月に行われた会議において議論されたのは、令和5年度に地域防災計画のほうを大幅に改定したということで、こちらの中身の部分について委員の皆様からご意見等を賜ったというかたちとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 地域防災計画を改定する会議だったということですね。それではこの改定というか、それはもう完成されたってことですか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 地域防災計画についてはですね、災害対策基本法の規定に基づきまして八雲町の防災会議が策定する会議になります。そういった部分で今回、平成27年度に改定した部分で、災害対策基本法の改正によりまして、避難指示の一本化、あとは日本海溝千島海港の津波想定等を公表したということで推進計画の策定等を反映した

かたちで、今回改めて改定したというふうな内容となっております。以上です。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） その避難指示の一本化ということでいろいろ改定されたということですがもう完成されたということでもいいんですもんね。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） こちらについてはですね、完成して地域防災計画についてはパブリックコメント等を行い、なおかつ完成品については国や道、関係機関等に配布してもうすでに完成したとなっております。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） それでは、改めてお聞きしますが、この防災会議で決められた地域防災計画というのは、今後、八雲町の平時からの備えとして基本となる重要なものということですか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 地域防災計画については、先ほども申しあげましたとおり、災害対策基本法に基づき、八雲町の防災会議が策定する会議であり、八雲町における防災の指針となるべきものでございますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 今、課長の言われたことは重要なことであるという認識でよろしいですね。基本となるものということ。

それで、この防災会議の、何度も言っていることなんですが、構成委員が女性が前に少ない感じでしたが、この人数は変わってないですよ。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 防災会議における男女の比率という部分で、昨今の男女共同参画という視点から女性委員の比率を高めるという方向性が示されるところですが比率については、以前と変わらず定数 35 名に対して男性が 28 名、女性が 4 名、女性比率が 12.5%というかたちで変更はございません。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 比率は変わってないということで 12.5%ですね。女性の人数が少なければ少ないほど、男性と女性のニーズの違いの配慮が欠けやすくなるといわれています。11月29日に危機対策課主催で北海道防災教育アドバイザーの住友静恵先生を呼んでの

災害ワークショップを開催してくださりました。このときの後援で避難所での多様なニーズが十分把握されていないことを課題の一つと挙げられていました。多様なニーズというのは、子どもの視点、女性の視点、障がい者の視点、まだまだ専門的知識を持っている方の視点、高齢者の視点などですが、防災会議の委員でもある住友先生はこうおっしゃっていました。専門的知識もあって発言力もある方ですが、発言力があるって本人は言っていないかもしれませんが、この方がいる会議でさえ、声が届きにくくて意見も通りづらいと。なので地道に理解してもらえないとおっしゃっていました。町としてはこの課題についてはどのように考えていますか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 先般ですね、11月29日の日に災害対応ワークショップというかたちで会場、はぴあでございましたが、多数の町民の皆様が参加していただきました。そうした中で住友先生がお話しいただいたのは、災害時における女性の視点というお話だったと思います。そういった部分で防災会議の性質上、各関係機関の長が集まるかたちとなっていますので、どちらかというとな女性の比率をなかなか上げにくいというところはありますが、その防災会議のみならず、これからですね、地域防災マスターの研修会等もあった方々を含めて、別途その防災意識の高い方を集めて、そういった方々から女性の視点からの意見を聞くとか、町民アンケートを行うとか、そういった部分で様々な手法を通じて女性の視点を取り入れる策を講じてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） なかなかこの防災会議の人員を枠があるから増やすというのも難しいのかなと思っていますのですけれども、課長が今、マスター研修した方からとか、いろんな広い範囲で意見を聞いていく場として捉えていくということをおっしゃったんですね。

それで私もこのマスター研修会というのに参加させていただいて、結構な人数、50人くらい集まりましたかね、その中で女性も半分くらいいたと思います。なのでこの方というのは意欲的に参加したいという方だったので、すごく期待できるなって、成果はあったのかなって思っています。

たとえばですね、住友先生みたいな専門的知識を持っている方の、外部からこの防災会議に参加してもらうことができるのか、またはこの地域防災マスター、先ほど課長が言ってくれた方たちの意見を広く聞いて、この意見を防災会議に吸い上げていかしていくことができるのか教えてください。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 防災会議における女性視点等の意見反映という部分でい

えば、住友先生みたいな外部有識者の意見というかたちで、当然、会議のほうに参加していただいて、アドバイス、ご意見、ご指導いただくことも可能です。そういった部分で、今後、先ほども申し上げたとおり、女性の声や視点がなるべく反映されるかたちの形式も模索していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 是非、防災会議に増やす枠がなかなかないということで、外からの意見を吸い上げて反映して行ってほしいと思いますが、そのことを今聞けたので、よろしく願いいたします。

それではもう一つの住友先生のことなんですが、避難所での役割分担が偏ることについても一つの課題と挙げておりました。偏るっていうのは避難所での調理、片付け、掃除など、女性になんとか押し付けられていることがあるということでしたが、町もこの課題についてどのように考えているか教えてください。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 避難所運営にあたって、実際のところ男女で役割が偏ってしまうというふうな事象は、様々な、今までの東日本大震災含め、能登半島においても、そういった事象が見られたというふうなお話は伺っております。そういった部分でやはり性差の部分ですね、先入観で男だから力仕事、女性だから調理って偏り、そしてボランティアという視点でかなり厳しい条件でずっと働かないといけないという状況もあります。そういった意見を踏まえて、今現在、八雲町では避難所運営マニュアル等を設定しておりますが、そういった性差及び男女共同参画の視点も含めて改定できたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） すみません、私、今、聞き取れなかったので申し訳ないんですが、もう一回言ってもらっていいですか。

○議長（千葉 隆君） どの部分ですか。

○7番（倉地清子君） だいたいが。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 今ですね、八雲町では避難所運営にかかりまして、避難所運営マニュアルというものを策定しております。その中で、できるだけ男女、性別の差による偏りが無いような配慮をするという部分の視点を加えて改定作業等を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 二度もありがとうございます。できるだけ偏りがないように配慮していくってことでしたね。

ではですね、八雲地域防災計画の中身なんですけど、42 ページです。住民組織等の活用の件でお聞きします。ここに女性部、男性部の役割について記されてるんですね。女性部の協力事項として避難所の炊き出しに関する事。救護物資等の配分、その他被災者の保護に関する事と記されていまして、また女性部の団体名も書かれております。JA新函館女性部、八雲女性部、八雲町漁協女性部、八雲商工会女性部などとあります。この考え方はとても私、偏ってると感じるんですが、これ改善を求めたいんですができますか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 現行の地域防災計画におきまして、そういった女性団体を指定しているという部分がございます。それで実際に避難の、被災状況に陥ったときに、協力を求められる団体として、そちらのほうに名前を上げさせていただいた部分がございますが、それについても現行の内容を改めて見直しさせていただきまして、中身の確認をさせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 是非、そこは見直していただけたらと思うので、たとえば昨日、斎藤議員の質問の中の答弁で、キッチンカーやトイレトレーラーの導入については様々な問題があるけれども、国の動向を見ていきたいとおっしゃっていましたが、そこで思ったのが、キッチンカーとかを個人所有している方とか、あと調理している専門の方は男性が多くて、仕事でそういうことをされている方は家庭に帰ってまでご飯を作らたくないという方もいらっしゃるから、家では奥さんが作るって方がいますが、災害に関していったら危機だから、手際がいい男性もできるのかなと思います。なので男女に分けずに誰でもできる人ができるって中身にさせていただけたらなと思っております。トイレ掃除に関していったら、男性のトイレは男性、女性のトイレは女性ってしていただけたら、細かい話ですが、自分の使うものを掃除しないとならないんだから、きれいに使おうと思うのかなと思ってますので、是非見直して改善できるところは改善していただきたいと思いますが、改善するならいつまでできますか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 実際のところですね、現時点で地域防災計画のほうを策定し、パブリックコメントもいただきまして、皆様のご意見をいただいた中での策定して完成したものです。改めてこちらのほうを修正するという部分で、具体的な、いつまでというふうな話はちょっと明言できないんですが、議論のほうは進めていくことは可能かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 決まってしまったということだから、なかなか難しいのかもしれませんが議論はしていただきたいと思います。決定しましたら教えていただけたらと思います。いいでしょうか。

では、さらにですね、防災教育アドバイザーの住友先生が避難所の運営に対して管理責任者は男性と女性の両方配置が必要とっておられました。また女性が無理なく自主防災組織に参加できる配慮として、高知県川向自主防災会では、会長、副会長、班長、副班長など、要職に対しまして原則男女1名ずつ就任するようにしているそうです。この取り組みによって女性でも活動しやすい環境づくりや男性にとっても参画しやすい好循環が生まれているそうです。推奨されている現状に対して防災計画のこの P42 の上部になります。先ほどのページの。この組織の部分が町内会長を防災に関する地区の代表者とし、地区責任者に任ずると記されています。このことについて町はどのようにお考えですか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 地域防災計画において、住民組織等の活用というふうなかたちで町内会長を防災に関する地区の代表として地区責任者に任ずると明記されているところです。実際のところ避難所運営において、まずその場でまず対策会議等が開かれますので、その中で実際に運用の部分や各種作業等、その参加された方々で避難所の運営方針等を検討することになりますので、実際の運用としては、たとえば町内会長というふうなこともあったり、その他ほかの方々がリーダー的な役割を行ったり、もしくは分担して共同的なかたちで運用するというふうなかたちもあるかと思われまますので、その辺はその場合場合によって柔軟な対応がなされるのかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） そうですね、今度、作業とか運用とか、実際に避難所の運営に関して分担して、そのときに決めていくってことでよろしいですね。そうですね、町内会っていうのは近所の町民の方の情報を知り得ていることが多いので、やはり協力はしていただきたいと思いますし、力も借りながら、いろんな広い範囲でやっていくイメージでよろしいですね。

それで危機対策課職員は、あちこちに出向いていて、避難所運営についての「D o はぐ」で、避難所に集まった人がいかに運営できるのかというトレーニングゲームをすることによって意識の高い町民が増えてきています。同じ立場でやろうとしているんです。それに合ったこれから計画してほしいのでそれはよろしくお願いたします。

では、もう一つの視点としてお話をさせていただきますが、多様な視点のもう一つ。今回11月23日に行われたマスター認定研修は子どもを対象としていませんでしたね。子どもは一日防災学校などを定期的実施していて、段ボールベッドの設置だったり、テント設営

など体験型のもされたりしております。今後、これ以外に間口を広げる考えはありますか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 11月23日に行われた地域防災マスター研修、こちらについては防災に関わる部分で地域の町内会やそういった団体で防災の活動を地域展開する中での自主研修というかたちで道の主催で行われたものです。そうした中で子どもや多様な防災に関わる担い手の育成というふうなかたちでいえば、やはり防災教育の部分で学校と連携した一日防災学校、そういった部分で地域と学校が連携した中での防災教育というふうな位置づけで行って、今、隔年で町内の学校を巡回してやっているところです。

あわせて、そのほかにも先ほど申しあげたとおり、防災マスターや、そういったこの間行った災害対応ワークショップなど、危機対策課でも様々な防災教育の場、そういった講演会の場をできるだけ増やして、地域住民の方々が防災意識、防災知識の向上に役立つ機会を提供していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） そうですね、学校と連携していた中で防災教育をしていく、そしていろんなかたちで教育を、子どもたちにもそういう機会を提供していくということではないんですね。今回、町が取り組んだマスター認定研修はリーダーとなるターゲットとなるものでしたので、大人を差し置いてリーダーとはならないけれども、私は希望があれば、いずれ大人になる子どもに学校を通しての地域の連携もいいんですけれども、まさに地域と関わる、一緒にしていくって、そこにはメリットもあるのかなと思っていますので、それはなぜかという、11月20日に社会福祉協議会主催で行われた、北星学園大学の社会福祉学部、社会福祉学科教授、岡田直人先生もおっしゃっていました。地域のネットワークは防災減災をキーワードにゆるく結びつくと広がっていくということを述べていました。今から大人が子どもが人のためにできるようになる環境を作ってあげたらいいなと私は思いました。

子どもの成長を見守る大人として10年後の未来のために、自分の自分は自分で守るために、だから希望があったら子どもにもマスター研修をしてほしいと思ったんですがその考えはどうですか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 地域防災マスターの認定研修については、道が主催の事業となっております。そういった部分で防災教育に関わるアプローチとしては、防災マスター研修というふうなのを受講というのは対象というか、基準が違うのかなと思いますので、それ以外の学校教育の場や、そのほか町主催の研修だったり学校での防災教育等を通じまして、子どもたちにおける学童期における防災教育を行うというのがよろしいのかなと思っています。今のところ道の防災マスターについては、ちょっとうちのほうで

は何とも言えないのですが、学校教育等の場で防災教育を行っていくというのがベストかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） わかりました。なかなか難しいということですね。でも未来の子どものために、地域とも何か関わりを持つ一つとして何か取り組んでいく期待はできるということですのでよろしくお願いいたします。

そこで多様な視点の一つということで高齢者についてです。今年度から、避難行動要支援者名簿登録についての申請は保健福祉課と危機対策課と連携して窓口作って取り組んでいくということで、この話をさせていただきますが、この対象となる方で、避難行動要支援者名簿登録の対象となる方で、同意の有無の確認ができていない方以外の方への案内を送付したと思いますが、この対象となった方は何名郵送して何名が登録希望されたか、今わかりますか。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 再開いたします。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 避難行動要支援者名簿の登録者数のご質問かと思います。この度、該当者として送付させていただきましたのは467名、それで現在のところ11月末現在で手上げをされた方が130名となっています。よろしくお願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 467名に送付し、130名が手上げ方式で申請されてるということですね。では、多いか少ないかといったら少ないのかなと思います。障がい者や要介護者以外の高齢や難病などの理由により支援を必要とする方は、今回どの程度、登録申請されましたか。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 内訳についてですが、介護認定をされている方が15名、それで障害認定されている方が106名、それでその他の方ということで、こちらのほうには特定疾患という疾病をお持ちの方も含めて9名という内訳になっています。よろしくお願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 今回から申請者の中に75歳以上の高齢者のみの世帯というのが含まれてなかったと思うんですけども、たとえば認知症だけでも、体が丈夫な一人暮らしをしている方など、こういう方もいると思いますが、このような方をどのように把握していきますか。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 認知症の方なのでお一人暮らしされていて、体が元気な方ということですが、そういった方の場合は、介護保険の認知症における介護保険の認定がされている方に関してはそちらで把握ができることと、あとは民生委員さんのほうにご協力いただいておりますので、そういった方で地域住民の方で、そのような環境にある方を把握したいと思って考えております。よろしくお願いたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） わかりました。把握されているということによろしいんですね。

今年度、10月に議員視察研修として東日本大震災で甚大な被害を受けた地区の視察に行かせていただきました。ここ学ばせていただいたのが、避難行動。要支援者名簿の作成共有についてですが、名簿の作成は年4回更新してることです。そして名簿情報を地域の関係者と共有しているということでした。その地域の関係者というのが地区防災組織、行政区、消防団、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察機関ということで、この情報共有される場所には4回の更新のうち2回情報提供しているそうです。同意者限定ですけども。

なぜ共有するかといたら、それはいざというときの円滑な迅速な避難支援などの実施に繋がることができるためだそうです。ただこの視察に行ったときに、避難行動要支援者、個別避難計画の作成については、21.6%と、やはりなかなか集まりにくいって状態であるということもわかりました。ですが個別避難計画がなくても名簿作成だけで把握することによって、要配慮者30人を含む110世帯約380人全員が避難できたという事例がありました。これは岡山県です。これ地域性はあるかもしれませんが、名簿を共有することによってその名簿をもとに、夜、昼、いろんな時間帯を含めてなんども避難訓練を実際に行ったそうです。その結果、隣の町では被害があつて、隣接する倉敷市ですが、51人が亡くなったということで、この隣で訓練した地域は全員を非難することができたという事例がありました。ということは作成はもちろん必要ですが、計画作成は必要ですが、その前に名簿を共有することによって地域が動いてくれるかもしれないというものになりますが、この名簿というのは、この方たちは独自で名簿作成したってことで、ただ行政と共有してることなので、何が言いたいかといったら、名簿作成を手上げ方式ばかりにこだわらず、せっかく防災マスター認定がされた方もいますし、それこそ民生委員って先ほどおっしゃいましたし、そういう方たちの近隣でのコミュニケーションを取っていきながら、こんな

人がいるって声をかけることによって名簿作成に繋がる気がしますし、その情報を行政を共有してもらえる仕組みになったらと思いますが、そのような共有範囲を拡大して行くことは町はできるでしょうか。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） ただ今のご質問ですが、できるかということに関してはできますという答えはしかねるところです。しかしながら今現在、先ほどお話したとおり個別支援計画、覚書を締結されている町内会数は現在のところ22町内会ございます。それでそのほか民生委員、それから児童委員のほうにお配りをさせていただいているという次第です。そのほか独居高齢者ということで、こちらのほうに要支援者として手上げされていないものの、独居で高齢者の世帯に関しては、警察、それから消防のほうに情報提供させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 町内会に22、あと独居高齢者の方に対して警察とか、そういうところにも情報共有してるということですね。これできるかどうかっていったら、それは今答えることができないとおっしゃっていましたが、この地域のこれからできるであろう自主防災組織が立ち上がったときに、その方たちが共有していたら避難訓練だったり命を守る行動が早くできる気がするので、できればそちらのほうにも間口を広げる取り組みを行っていただきたいと思いますが、考える余地はありますか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 要支援者の関係なんですが、実際のところ自主防災組織等というかたちでお話がありましたが、今現状では自主防災組織の部分がまだ結成率低い状況ですので、現状では町内会が主体となって要支援者の関係をやっていただいているということでございます。

それで今後については、町内会が主体として今後自主防災組織等の組織立ち上げとなった場合に、そういった方々の状況把握等ができるかどうかというふうな部分も含めて、こちらのほうについては検証をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） それで町内会をやはり主体としてやっていくことってということで、今おっしゃったということいいんですね。自主防災組織はこれからできるであろうということでもまだないので、先ほど私言ったとおり、意欲的な町内会長もいると思うんですね。でも一方でまったく無関係だ、実際に本当にあるんです。やらないとなくてやる人がいないからなあって町内会もあって、なおかつ私の町というか、町内会自体がなくなりました。どうやって方向性や意思疎通を図っていきますか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 昨今ですね、やはり人口減少と少子高齢化が進みまして、地域コミュニティ町内会を中心とした地域コミュニティ活動の活性化という部分が課題になっていると思います。そうした中で積極的にそういった支援に取り組める町内会もあれば、なかなか難しいというふうな町内会もございます。そうした中で実際にそういった格差が生じているのは把握していますが、まずはやる気がある、そういった町内会等に関して、まずなんらかのかたちで手立てというか、インセンティブとかという部分で、そこから先行事例というかたちで展開していったら、それを先進事例として要綱展開していくという方が望ましいのかなと、今、現時点ではそういう考えでありますので、今後については各町内会等の調査等を進めた中で、具体的な、どういうふうな理想的な展開策があるかという部分も踏まえて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） やる気のある町内会に対して手立てをして、そこから先行事例として進んでいくことを考えているということですね。わかりました。

これ研修で聞いてきた話なんですけど、避難計画、避難行動要支援者個別避難計画を策定するのに対して、いわき市では一軒一軒訪ねて、これを進めてきたそうです。職員が一軒一軒回ったのは大変だったそうですが、実際に甚大な被害があった地域だからやったんだと思いますが、それをなかなか職員にやってくれというのは難しいので、町内会の力ももちろんそうですが、地域の自主的にやっていきたいと思ってくれている人が集まったら、その人の情報も得ながら進めていくと名簿が集まりやすいし、早く、先行事例もいいですが、かなり時間のかかる作業だから両方から進めていくかたちでいってもらえたらいいなって、私のこれは希望です。なので明らかに危ないと思われている人、しっかり吸い上げていってほしい、それでなるべく自主防災的な組織の方とか、マスターになった方とか、これから増えていくであろうその人たちの力を借りて情報共有できる仕組みになっていったらなということでこの件は終わらせていただきます。

（2）情報伝達について進ませていただきます。情報伝達は先ほど答弁で人的被害の減少と早期復旧のために、自分が判断する必要があって、命を守るために、この複数の手段が伝達には必要だろう、そういう町長の答弁でございました。Jアラート、ホームページ、公式LINE、Lアラート、多様な伝達、そのことについて、公式LINEはだいぶ普及率が上がっていますが、だいぶさらに進んでいますか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） SNS、特に当町では公式LINEの配信を一生懸命やっておりますが、現状では登録者数、私のほうで直近の部分は把握していませんが、5千名程度加入、登録されてるということで、非常に、他町の実例を見ると登録者数は多いの

かと思っています。やはり各課、必要なとき、非常時も含めてそういった部分で適時に活用されていて、徐々に登録者数は増えていっているのではないかと感じています。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 5千名というのは思ったより少ないかなと思ったんですが、でも、町民の3分の1くらいですね。それでこの公式LINEは私も使わせてもらっていて、これ本当に使ったら便利で押しただけで今のいる場所から避難所までの道案内もしてくれるし、すごくいい機能だと。それでその私の知り合いとかいろいろいる中で、公式LINEを持っているかどうか聞いたら、意外と公式LINEを登録していない人が多くて、知らない人は意外といるんです。そのためにこれはやったほうがいいと勧めるんですが、そういう人もいて、もちろんガラケーの人もいて、今言ったようにスマホを持ってるけれども、公式LINEに登録していないから、それで前回、町長は災害が起きたときに、命を守るためには情報伝達が一番大切って言ってたんですね、なので私もそのように思います。

なので今日始めから私は避難所の運営について議論してきましたが、避難するためにとっても大切な情報、情報がないと町民全員に伝わる情報がないと避難できない。なので、なんとか、いろんな方面から情報伝達の工夫をしていくとおっしゃっていましたが、もうちょっとなかなか最後の一人まで伝達手段を身に着けるといえるのか、そういうのは難しいかもしれませんが、伝わる方法を教えて、そして把握の仕方を探して、最後の最後まで一人まで伝達したいんですよね。その努力というか、私もいろいろ情報があったら伝えますし、その努力をしていくことをお願いしたいと思います。これは答弁はいいです。さっき町長がいろいろおっしゃってくれたので、なのでお願いいたします。

最後なんですけど、前回私の質問で、防災士補助について求めました。町長はそのとき前向きに検討しますと答えてくださりました。今日の質問に向けて私は多くの準備と情報収集をしてみました。議員視察研修で教わった取り組みでも403ある自主防災組織、それぞれに対して防災士が2名ずつ在籍を目標、これを柱として登録防災士制度を設け、さらなる共助の担い手確保を必要とされて、令和4年8月の制度創設から、令和6年8月末現在で登録した防災士が275名になっているそうです。それも含めて私自身も専門的知識を持つ担い手が必要だと強く今回の勉強をして思いました。

防災マスターや関心を示す町民が増えていくこの中から、防災士を目指す人が増えることと予想されます。防災士が増えることにより、八雲町の安心、安全に大きく貢献できるはずですので、意欲的な町民には資格を取得するための補助を早急に取り組んでいただけることを期待して、今日の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 答えなくていい。

○7番（倉地清子君） はい。ではいいでしょうか。お願いします。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 防災士の資格取得制度というふうなかたちで議員のほう

からご提案があったお話かと思えます。やはり議員がおっしゃられたのはいわき市の事例ですかね、そういった部分ですね、全国各地で地域防災力を高める手立てとして、防災士の育成というふうなかたちで進められております。そういうふうな部分で災害発生時及び平時で、たとえば特に平時についてはそういった地域の防災士といったリーダーの方々が防災訓練の指導者や参加協力、あわせて講習会を実績に運営したり、そういうふうなかたちで地域のリーダー的存在になる。あわせて災害発生時にはその方々が災害情報を伝達してくれるとか、避難所の運営に携わってくれるとか、そういった様々な部分で活躍が期待されているところです。

議員がおっしゃったとおり、防災士の資格取得制度は全国的に進んでおりまして、北海道では近隣だと函館市、北斗市、森町等で、もうすでに助成制度が設けられています。そういった部分で八雲町でも防災人材の育成が重要だというふうな考えなので、まずは防災士、危機意識が高い方々にお集まりいただきまして、様々な意見交換、そういった場を設けてまず場づくりから進めさせていただきまして、その結果そういう制度等、必要性等を検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（倉地清子君） これで終わります。

○議長（千葉 隆君） 以上で倉地清子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き一般質問を行います。

次に赤井睦美議員の質問を許します。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 二点質問させていただきます。八雲町も是非「健康経営宣言」を！ということで。

職員が心も身体も健康に過ごし、一人ひとりの力が十分に発揮できる職場環境を作ること、トップの大切な仕事だと思います。今回提案する「健康経営」とは、「職員の健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性などを高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること」をいい、自治体においても「健康経営」の視点を取り入れることで、質の高い市民サービスの提供や効率的な行政運営につながることを期待されています。

すでに取り組んでいる自治体の中で八雲に近い苫小牧市の例を見ると、イクボス宣言、テレワークや時差出勤制度の導入、パワーナップ制度の導入などを行っているそうです。

八雲町でも是非、職員皆様の意見をしっかりと聞きながら、『健康経営宣言』をすべきと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは赤井議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

自治体における健康経営は、職員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで、職員の活力向上や公務能率の向上等によって組織の活性化を図り、より質の高いサービスを住民に提供することとされています。

法人の健康経営に関しては、特に優良な健康経営を実践している法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的として、平成28年に「健康経営優良法人認定制度」が創設され、令和6年3月発表の日本経営会議が認定した「健康経営優良法人大規模法人部門」では、全国で12の自治体が認定を取得しており、北海道内では、苫小牧市と北見市が、また、当町の友好都市である小牧市も認定されております。

職員一人ひとりが、自己の能力を最大限発揮し、効果的・効率的な行政運営を推進するには、職員全員が心身ともに健康であることが重要であり、健診受診をはじめとした健康増進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革の推進や、良好な職場環境の維持が必要であると考えております。

当町においても、健康経営に係る先進的な自治体の取組みや、健康分野で連携協定を結んでいる保険会社等の事例を学ぶとともに、職員の意見を尊重し、健康経営宣言や健康経営優良法人の認定取得に向けた検討を進めてまいりたいと考えますので、よろしく願います。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 取り組んでいただくというお返事をいただいたので、一期目のときに町長が取り組むっていったら再質問しなくていいって先輩の助言があったんですが、でも私一期目のときに岩村町長が執行方針で、町長が一期目のときですね、町長になる前の職員に対するイメージと町長になってからの実感は大きく変わりました。職員は一生懸命働いて、こんなに働いてる職員を見て私自身大変驚いた、この一生懸命働いている職員を一緒になって、必ずや夢と希望を持てる町を実現できると実感していますと話して、まちづくりや人づくり、まずは職員研修や講習会を積極的に行い、職員の意識改革を行うとおっしゃっていたんです。

それで私は2017年に、それでは職員の研修のために人材育成基本方針を作成してどんどん研修させてくださいといったんですが、そのときは、是非策定して委員会を設置して策定するって答えていただいたんですが、3年経ってもまだできていなくて、それで2020年にまだできていないんですが必要なかかっていったら、大変失礼しましたと、それには早急に取り掛かるといってまだ策定中で、結局やるって言って7年経ってもできないってことは、今取り組みますって言っても、多分私が死んだ頃にできてるのかもしれませんが、まだできないんじゃないかって疑いがあるので、この一期目のときに本当に職員

を大事にして職員と共に地域を活性化させていきたいという思いは町長今でも本当にあって、これに早急に取り組むお気持ちでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員ですね、私の昔の言ったことまできちんと覚えていて、私もそうだったなって改めて思い浮かべていますが、未だにそれは変わりませんが、ただ職員の中でもなかなか研修に出ていくとか、結構そういうのは難しいと痛切に感じていました。今回の質問で、健康的に働けるのは一番いいだろうと思っています。ご存じのとおり、八雲の職員の中にちょっとメンタルという感じでなかなか自分の力を発揮できない職員も数いますので、その辺の方々が本当に少しでも働けるようになると職員の数の問題とかいろんな問題もできるものと思います。

ただ、総務課長に聞いたら、優良法人に認められるのは大変難しくハードルが高いという話を聞いていましたので、それはしっかりと取り組んでまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 優良法人に認められなくても全然いいんですが、やっぱりワークライフバランスが実現できる、そういう職場であってほしいと思います。それで町長が就任したころの最初の一期目で60人から70人くらい採用しましたよね。

でも最近のお言葉だと結構若い人がどんどん辞めてしまって、そこがメンタルの面もあるので辞めない職員が欲しいと聞いたことがあります。私もこの質問をするときに本当に八雲町役場って過ごしやすいのか過ごしにくいのかちょっと聞いてみようと思って協力いただいて、アンケートを若い方からとったんですね、やっぱり良い意見もいっぱいありました。ただども例えば喫煙する方、喫煙する方は喫煙室があって、そこまで行ってゆっくりかどうか喫煙して帰ってくるけれども、喫煙しない方はどこにも行かれない。私は動く職場だったので、皆様のように座りっぱなしには非常に大丈夫かなっていつも思ってたんです。

腰は悪くなるだろうし、運動不足で、そういうことを日々心配していて、そしたらアンケートの中に腰も悪くなるし、毎日パソコンとにらめっこしているので視力も悪くなるし、せめて運動できるちょっとした時間が欲しいとか、でも喫煙していない人はなかなか運動してきまずとかってならないので、コピーしに行ったときにコピー機の前にこういう運動しましょうとか、トイレに行ったときにこういう運動しましょうって書いていたら、ちょっとやってもいいのかなって気になるし、それから休憩、ずっと以前の話ですが、自分の席にマグカップを置いてコーヒー飲んでいたら町民から苦情が来たと。仕事中心に何飲んでるんだって。なかなかマグカップおいて飲みながらということが難しいって聞きましたから、そういう点ではどこかで喫煙すると同じように、ちょっとお茶一口飲むくらいなところがあってもいいのかなと思っています。

それと共に、アンケートの中には喫煙するってことは決して健康にいいことではないですよ、だから町としては禁煙外来を進めるのが大事じゃないかってことと、それからもう一つは自分の隣に座っている人が喫煙席から帰ってくると、そのたばこの臭いが染みついていて、すごく自分は嫌だって意見もありました。

私もそれは大賛成です。今度新庁舎できますが、そこら辺考えて煙草吸う人の権利をなくするとはいいませんが、吸わない人の権利もちゃんと守るって仕組みを作ってほしいんですが、新庁舎の中で、町長は煙草を吸いませんから、吸わない人の立場を考えてどんなふうな工夫を考えますか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 赤井議員が職員に協力いただいてアンケートやったってことで、今内容をちょっとお話しいただきました。それで私も感ずるところもあります。特に煙草の禁煙外来に対して時代がだいぶ禁煙、禁酒に向いてきている時代になって来ているので、そういった健康面を考えたときに、たとえば職員に対して職員組合と一緒に、たとえば申し訳ないですが福利厚生の一環で助成するとかそういったことも考えるのも一つかなって思いもあります。

あと、座りっぱなしで腰が痛いとか、ちょっと運動したいってことのきっかけづくりに先ほどコピー機なりに歩きましょうっていうのを貼っておくって工夫もそういうのがあったらやりやすいってことだと思います。

ですので、今その健康経営に関してですね、最終的な目標は職員の健康を維持しながら住民サービスの向上につなげるってことはありますが、まずは今の働く職場の改善、こういったものも取り組んでいきたいなと考えております。

新庁舎における喫煙に関してですが、これについては、具体的に喫煙のブースを設けるとかっていうのはまだ計画の中には入っていませんが、そういうブースがやはり必要だというふうに思いますし、今言った喫煙が終わったあとの煙草の臭いをシャットアウトするってそういったものがあるのかどうか私にもわかりませんが、やっぱりみんな気持ちよく仕事ができる環境を作るのが大事だと思いますので、それぞれ立場はあると思いますが、合意形成諮りながら進めていきたいと考えています。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 職場によっては難しいところがあると思いますが、昨日の町長が斎藤議員の質問で、町長が八雲町にいないのになって副町長が、でもLINEで常につながっていてLINEで電話しあってるから大丈夫って答弁があったんですが、であれば職員の中でもテレワークで仕事したり時差出勤も可能じゃないかと思ったんですね、町長だけはLINEがよくて職員は駄目とかはないと思うので、職場によって、保育園とかは全然無理ですが、そうでなかったらそういうオンラインとか時差出勤とかLINEとかで駆使して、ちょっとたとえば体調の悪い人でもこの何分かは仕事できるってそんなような工夫は今後やれますか、

どうでしょう。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 基本的にはテレワークなりフレックスタイムの導入はほかの自治体でもやっておりますので、可能だとは考えております。うちの町でいったらテレワークに関してはコロナのときに、コロナに感染して職場に出てこれないけれど、体調的には大丈夫なので仕事はできますってことで特例として認めた経過がございます。

ですので、できる環境にありますので、それを制度化して本当に八雲町としてテレワーク、それからフレックスタイムを取り組んでいくって方針を固めたら導入は可能だと思います。

ただ、職務環境の把握ですとか、それから職員のそれぞれの意見もありますので、先ほど申しましたようにそういった話をしながら、制度設計はできるかなと考えております。

あと休暇制度に関してですが、今まで冬期休暇、夏期休暇ということで冬休みは1日、夏期休暇は2日間ということで、時期は限定しておりました。夏だったら9月までの間にとるってかたちで、冬期休暇だったら12月、1月から3月の間ということで設定しておりましたが、それをなくして名前もフレックス休暇に変えて、職員もいつでも取れるって変えていますので、職員のそういった休暇制度の充実や福利厚生の実を今はこう普通の事務の一つとして取り組んでおりますが、それをいかに見える化して職員みんなで行き届いてかたちにするか、そこがやっぱり健康経営には必要な視点だと思うので、その辺も町長答弁もありましたが検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） イクボスを育てるといふか、課長がやっぱりそういう休暇を取りやすいようにやってほしいです。職員の仕事はすごくいっぱいあるから、自分が休んだらこの分みんなにいくと思うと気の毒で休めないって言葉があったんです。それすごく自分もわかる。自分も仕事をいっぱい抱えていたらそういう思いになるので。そこは上司の方がそういう思いをされてるところにちょっと心を寄せて、このときなら休んでもいいんだよって休みやすい環境作ってほしいと思っておりますが、職員が足りない中と仕事が膨大にある中でそれって可能ですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 休みに関してですね、今言った赤井議員がおっしゃった仕事の量とそれから自分が休んだら周りに迷惑がかかるんじゃないか、逆に出てきたときいっぱいもってあって大変だってことも考えられます。ただ、基本的な考えとしてはやはり自分のスケジュール感なり仕事の量って把握したうえで休みを入れていくってかたちだと思いますので、そこは変わらずにやっていただきたいと思いますと考えております。

ただやっぱり休む環境づくりというか、休みやすい環境づくりはすごく大切なことだと思いますので、管理職からでも率先してちゃんと休みなさいとか、あと職員に対しての言葉かけ、こういった部分で休みやすい職場づくりは考えていきたいと思いますし、また一方で育児休業の関係もごさいます。育児休業、育児休業で休まれる方も同じような気持ちを抱いていらっしゃるのかなと思います。自分が休んで長い間いないと、その職場に迷惑がかかるんじゃないかと、人が配置されてもなれない急にきて仕事に慣れないっていうのも大変だって思う職員もいると思うので、そういったところ何か聞く耳といいますか、聞く力といいますか、そういったものを上司がですね、養いながら対話を重ねていくことが大事かなと思っております。以上です。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井議員。

○1番(赤井睦美君) 町長は一期目のときに若い職員と一緒に挨拶運動って言って各施設に行っておはようございましてやっていましたよね。あと町長室に若い子たちを招いて懇談会。私はLINEで副町長と繋がるのもいいんだけど、遠くの親戚より近くの他人で、町長の政策を一生懸命、町長がいなくてもやっているのは職員の皆さんですから、是非若い人の心の声に耳を傾けて、仕事がうまく行ってるかとか、仕事上の話だけではなくて、八雲出身の人はいいですが、八雲に来たばかりで慣れていなくて知り合いもなく出かけるところもないって書いている人もいましたが、そういう人の声も聴きながら、まるでお父さんのように職員を可愛がってほしいと思いますが、今とっても忙しくて八雲町にいるときは議会のときしかいないのかって思うんですが、そういう時間をせめて活かして職員の、特に若い職員とは交流してほしいと思いますが、いかがですか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 本当にお恥ずかしい話で、赤井さんに過去自分もそういう時期があったなってそんなことを思い出しながら、ただ今本当に年数を重ねる中で、やはり渡島の中だとか全道の中だとか、そういう役職がついてそっちも一生懸命やらないとないってそんなことも、特に私が急に、今年の4月からですね、前の会長が退任されて急遽私が渡島、そして渡島の今の会長が全道の副会長ってことでしたので、引き続き来年の3月いっぱいまでは私が副会長で、その次はわかりませんが、そういう関係もあって、今まで渡島の中で苦勞して会長をやってきたものを私も一生懸命やらないとないって意識でいました。

ただ、今おっしゃっているとおり、やっぱり若い職員との話し合い、またLINEでつながるのも悪いことではありませんが、だけどのその辺の心を組んだり配慮に欠けていたかなって思いですので、これからまたあと1年切りましたが初心に帰ったつもりで若い職員とそういう話し合いをしていきたいという思いですので、よろしく願いいたします。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井議員。

○1番(赤井睦美君) 期待しております。

それで二問目に行きます。任期 12 年の総括は？ということで。

町長も町議も残りの任期が 1 年を切りました。岩村町長におかれましては、任期 12 年トップセールスマンとして、全国を飛び回り、特に産業に全力で取り組んできたことは、町民誰もが感じているところです。しかし、最近示された厳しい財政試算を見ると、今は大きなプロジェクトに着手するタイミングではないと思いますし、もう本来のあるべき行政の姿に戻すべきときではないかと私は思います。町長はこれまでの政策推進における総括をどのように判断されているのか、お伺いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは赤井議員の 2 つ目のご質問にお答えいたします。

私も町長就任して以来、早いもので 3 期目、11 年が経過したところであります。

率直にあつという間の 11 年間でだったと感じております。

これ振り返りますと。就任一期目は病院の不祥事、またあわびの里の産地を、そういう問題等もあり、私は特に民間から来たということもあり、なんとかトップセールスで八雲町に関係ある企業や大学を訪問するなどがむしゃらに動いたなつというのが一年目でした。種をまいてきたということです。

二期目は一期目にまいた種が少しずつつぼみとなり、日本最大規模となる太陽光発電や北海道初となるトラウトサーモンの養殖事業などに着手し、また研修牧場なども整備を進めたところです。

しかしながら総括してどうだということではありますが、反省しきり、なかなか自分が良かったなつて思うことは少なく、いろんな場面で特に役場庁舎の建設なんかも丁寧に町民にもつと説明したらよかつたなつてそんな反省もしながら現在に至つていますので、これからですね、この三期目、本当に一年を切るにあつて、新しい事業に着手するつというよりは今までやつた事業を何とかこの一年切つた中でまとめていけたらなつていうのが今の思ひですし、これからですね、新しい事業に着手するつてことは今は考えていないつてことでご理解をいただきたいと思ひていますし、これからも議員皆様のご指導、ご協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○1 番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1 番（赤井睦美君） 町民の評判つて、変ですけども、岩村町長ですごくよかつたつて声が多いのは、高校生までの医療費無償化、給食費無償化、保育料の軽減、公園の遊具をどうにかするつて、まだどうにかなつていませんが、トイレは直つてどうにかしたいつていうのは子育て中のお母さんたちには非常によく響いてよかつたつて声が多かつたです。

それで一方で私が一番気になつているのは、総合計画に載せないでどんどん進めてしまつた結果、スピードが速いから職員の皆さんが追いつかないつて言い方は変ですが、結局職員の皆さんつていろいろ調べてその計画を作つていくのでそういう時間が間に合わないうちに進んじやつたのかなつてところはすごく感じていて、それがいま時々網目の穴のよ

うに開いているって感じます。

まず、研修牧場のことで、研修牧場を立ち上げるときに私は非常に、今でも思います、森参事がいらしていろいろ説明しましたが、私はそんな大きなところを町で建てて小さい農家が駄目になるとかいろいろ文句を言ったんですが、いやいや、研修牧場っていうのは後継者のいないところにちゃんとそこで2年間研修して育てた人が後継者になったりヘルパーが足りないときはヘルパーになって助けたり、サブヘルパーも考えられるって説明を受けて、まあヘルパーができるならいいかってところで呑んだんですが、でも今こうもちろん想定外の戦争があって、飼料や肥料が高騰したり円安で大変な思いもありますが、実際に昨日の研修牧場で地域おこし協力隊の方が研修牧場に就職しましたって、それが成果だったのかなってふうに受け取られる言葉もあって、でも本当に農家の方に普及していかなかったら、研修牧場にいくら職員が就職しても、これ意味ないんじゃないかって私は思っています。

それで、研修牧場の最初、大関の地域の方たちと一緒に始めたにもかかわらず、その方たちがいなくなって、外国人を入れないってことも聞いたと思いますが、外国人も人が足りなくて行ってるし、地域おこし協力隊の人も入って、今職員になってるんでしょうが、なかなか地域に還元されない、これはいつになったら還元されるんだって。町長から見てその点はどのようにお感じでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員おっしゃっているとおり、私も想定するには大変厳しいなって思っています。本当にですね、本当から行くと研修をさせてそのどンドン町内もありますが、農業のやれる方を育てていくのが目的でしたので、なかなかそういうふうに至らないと。

特に若い人は興味を持って入りますが、一か月二か月いたらいいんですが、一週間やそこらで辞めちゃうとか、本当に今の研修牧場に大関牧場にいる方々もせっかくその作業服とかいろんな準備してスタートしたら一週間でない。また三か月でいなくなる、1年でいなくなるってずっと繰り返して、なかなか育てていけなかったってことと、やはり都会の方は興味は持ちますが来たらその仕事とのギャップがやはり少しあったのかなって。

ただ、今の大学生や社会人が短期で見に来たりしていますので、その中から徐々にそういう人たちが出てくるんじゃないかって期待もしていますし、さらに今研修牧場の、大関牧場の今社長も俺はもう大変だっというながらも後継者ってことで育てていますので、大関の農家の若い方が経営に入ってくる。また八雲町内の全く農業に関係なかった方が入ってきて、その方が経営に入ってくるってそんなふうに段々進んできているので、少しずつこれから研修牧場のいいほうに進んでくると思っているのと、今までどちらかといったら新函館農協がなかなかこの八雲支店も一部の農家の人たちは協力したりいろんなことをやっていたんですが、なかなか全体が八雲町の機関支店全体が研修牧場を使っていないってのが少しありまして、今回の運営委員長ともしっかりと話をしようだよね

て納得していただきましたので、これからやはり我々も使うし、また八雲の農家の方々がしっかりと連携できるように仕組みはそこそこ上がってきましたので、ただこの役場職員の人材を育てるのもいろんな業種で人を育てるのは難しいんですが、農業人材は時間がかかるかなと思っていますので、これから我々の理想とした研修牧場に近づけるように、私も大関牧場のスタッフ、さらに新函館農協八雲支店と協力体制をもってやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井議員。

○1番(赤井睦美君) 2年間の研修プログラムってよくおっしゃっていたんですが、プログラムを作っていて、そのプログラムのとおり研修をさせていくってスタッフはいるのでしょうか。プログラムができていのかってことと、スタッフがいるのかってこと。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) プログラムはありましたけれども、さっき言ったとおり、2年もいる方がいないっていう本当にプログラムも切り替えているっていうのは現状で、なかなかですね、さっき言った協力隊の方が一年しないうちに職員になってしまって、またさっき言ったとおり、来た方はですね、本当に短期間で辞めていくっていうのはありますので、ここで見直していく必要があるだろうってことで、この間も社長とはプログラムを消化するまで行ってなくて、前のプログラムではもう今務まらないって話し合いをしていますので、これからやはり地に足を付けたっていうんですか、農家の方々としっかりと打ち合わせしながらやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井議員。

○1番(赤井睦美君) ゆくゆくはその大関牧場はもちろん牛乳売るから収益があるって町長のお話で。その収益でいずれ町の今いろんな団体に出している補助金とかをここの利益で出していきたいっておっしゃっていて私はすごく期待していたんですが、そういうことになるのはだいたいどれくらい先って予想ですか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) この町に対してさっき言った佐藤議員さんの質問もありましたとおり、育成牧場については、大関牧場でやっていますので、町の職員も絡んでないので、実質赤字プラス職員が絡んでいる分は町としては軽減しています。ただ今おっしゃっている私も利益が出たら還元するということでしたが、そのめどはまだまだあと4、5年かかるとは思っていますが、ただここにきてウクライナの戦争はなんとか来年早いうちに停戦なり平和な状況になると穀物だとか、さらには我々はロシアの関係も少しずつ回復するといろんなものが少し良くなってくると、先般私も北海道の農業、酪農の代表として国に要望するときも国のほうもその辺の大関牧場ばかりではなくて、皆さんの酪農家が大変だって

いうのは重々わかっているのですが、要望を今一生懸命しているのです、その辺を乳価の上昇だとか国の輸入するチーズ、バターの関係もしっかりと要請活動しながら酪農のもとには変えませんが何とか経営がうまくいくように。

それとちょっとずれますが、今我々が一番要望しているのは、国がこの大関牧場を含めて八雲町内にもサプライズやいろんな大きな牧場だできたときに、国が搾れってことでどんどん大きくして借金をしたと。この借金が重荷になっているので、その辺をただにしろとは言いませんが長期で100年で払っても事故扱いしないようになってこれも要望活動しながら経営的に良くなると今の言った今まで町が支援しているヘルパーさんやいろんなものに大関牧場の収益から支出してやっていけるものということで、もう4、5年かかるかなって私の感覚ですので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 次、木蓮についてお聞きします。

木蓮つくるときも、私は会社潰しても若い人を潰さないでくれって言ったんですが、早々に社長が辞めることになって、木蓮の一つ目の目的は、企業版ふるさと納税の募集業務を行うほか、創業、それから事業継承、就業へとつながる人材育成事業として町内事業者同士の意見交流会、起業家や大学講師を迎えた講習会を実施する。

二つ目、丘の駅を展開していく。

三つ目、観光交流促進部門について、新たな収益を得る仕組みとして青年舎が保管している旧大関小学校をテレワークやキャンプにしていきたいって三つの目的を話されたんですね。

それで若い人を育てていくって言ったんですが、昨日の三澤議員の質問に対して、商工における人材育成の答弁の中に木蓮って言葉が一つもなかった。木蓮の最初の目的に就業へつなげる人材育成事業としてやっていくっていうのは消えてしまったんでしょうか。町長の3月の執行方針の中にも木蓮を使って人材育成って言葉は、去年はあったけれども今年消えてしまっていました。

この木蓮の三つ目の目的の一つ目は、もうないって解釈でいいんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それは出さなかったってことであります。ただ、これも言い訳になりますが、本来丘の駅がもっと順調に行く予定でありました。ところがですね、コロナってことで本当にこの丘の駅がぎゅうっと赤字になって、やっと今年くらいから丘の駅がコロナ前の状況まで上げてきてるってこともありますので、その中でやはり原動力となるものを入れながら研修や人材育成していくってことです。ただ、協力隊の中も今自立していく方々も出てきていますので、それでは少しは人材育成に進んでいるんじゃないかと。

ただただまだまだ私も足りないと思っておりますが、その辺は我々としても商工課を通じてながら現社長さん、まだ経営者側と話し合いをしながら人材育成はもちろん、今も大きな

目的としてあるってことは理解していると思っています。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 町民の中でっていうか、私の周りだけかもしれませんが、木蓮って一番不評なんです、要するに何をしているか見えない。人材育成っていったって丘の駅の収益でやろうとしていたのかもしれないけれども、丘の駅が駄目だから研修もできません、何もできませんって赤字ばかりってイメージが町民の中にもあって、そしたら丘の駅の職員の人は本当にすごく頑張っていると思っています。丘の駅も一生懸命頑張っているし、地域おこし協力隊も一生懸命頑張っているし、でもその頑張っている姿が町民に全く伝わってなくて、ただただ出資したあまり意味のない会社って存在になっていて、木蓮のあり方でもうちょっと考えないと、その若い人を育てて、町長前に若い人が自分たちで育って行ってそれで人材育成していくっておっしゃっていましたが、みんなそれぞれ仕事している人たちがそこにいて自分の仕事もありながら人を育てるなんてほとんど不可能に近いと思うので、もっと体制って変えていかないといけないと思いますが、この辺はどのようにお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員おっしゃるとおりだと思います。

本当にこの働いている人ではなくてそういう人をやっぱり多分協力隊だとかそんな感じになるかもしれませんが、そういう人方を木蓮で活用しながらですね、人材育成していくってことになるんだろうって私もですね、少し取り組みするときに甘かったなって反省も含めながら今思っているところです。ただ、この木蓮さんのやっていることで、この丘の駅はですね、八雲町からずっとお金を出してきたっていうのが経過ですので、これがですね、変な話八雲町に全くお金を出していないので、そういう部分を少しはプラスになるとご理解いただけたらと思います。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 私は理解しています。ただ丘の駅つくるときに補助金を入れるので、私はおかしいんじゃないかと思ったら、八雲町のPRをいっぱいしてくれてるんだから宣伝費として入れるのは当たり前だって当時の答弁、町長ではないですが。答弁だったんです。

そういう捉え方をしたら仕方がないのかと思ったけれども、今は同じことをしていても補助金入れてないって、自分で何とかやってるからだと思いますが、その頑張りで、その収益で使って人材育成するってちょっと私、丘の駅の人がかわいそうだと思う。丘の駅の人はいそ言っていました、もっと丘の駅専用の車が欲しいとかなんだかが欲しいとあってあるのに、その収益を違うところに使われてるんじゃないかって考え方があって、もっともっと丘の駅の人はいよくしたい、そのための収益を自分たちに活かしたい。だから

人材育成は人材育成で違うところからのお金でやらないとやっていけないんじゃないかと思えます。そこは丘の駅の収益でやらないと駄目なんですかね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） その辺は、丘の駅の収益もありますが、企業版ふるさと納税の収益もあったんです。それで特に私が力を入れたときは企業版ふるさと納税、特にコロナのときは企業版ふるさと納税を私も精力的にやりながら集めてきたと。

ただ、今年はですね、ある程度木蓮に任せてやりました。ただ木蓮の場合は、地道な活動がありますので、そんな1千万円とかではなくて、でも着実に毎年50万円とか10万円くれている方々を集めているのが現状ですので、企業版ふるさと納税も本当は今年で終わるって予定が5年延びたということで、来年からまた5年延びるので、この辺は収益の大きな要になるんじゃないかということですね、思っていますし、今の経営陣ともしっかりと赤井議員が指摘されたことはもっともだと思っていますので、その辺しっかりと情報共有しながらお互いに協力体制をもってやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 足を引っ張ろうとか全く思っていないで、本当に1千万円も投資してるんだから全力で応援したいと思っていますから、もうちょっといい方向にもってってもらいたいなとすごく思います。

そしてここ一番をお聞きしたいんですが、やっぱり行政は総合計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図ることとしまして自治基本条例の第40条にあるんですが、やっぱりここに載せないでがむしゃらに進んできたって町長はそれがいやいや、上手く言ったよと思っているのか、ここはこうするべきだと思っているのか、その辺お伺いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど言ったとおり、総括の中ではいろんな部分で反省しきりがありますので、その辺についてはやはりしっかりと総合計画に載せてやるべきだったなって今改めて反省しているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

またこの財政についても、赤井議員昔の私の当初のことを言っていますが、私も赤井議員からですね、一番最初に言われたのは、私が議員になったときに合併した当時で、貯金が10億、それで借金が156億あって本当に財政の危機のときに私は議員になりました。ところが私が町長になったときは、本当にそのときは40億円程度ちゃんと貯金を積んで、私に、町長いいか私たちが一生懸命職員の給料を下げた貯めた40億減らすんじゃないよって、これをずっと耳に残っています。その当時の借金は130何億で今現在去年の決算では145億程度の基金とさらに借金も127億と、合併当時の156億っていうのは多分熊石の借金つ

ていうのは過疎債だとか辺地債、これを利用してきていましたので、多分実質の支払いは3割以下だったと思います。ところが八雲町はそういうものがないので156億の6割程度は八雲町が払うような、そんな財政だったと。私になったときもまだ八雲町の借金が残っているので4割か4割ちょっとが実質払う。令和5年度の借金は3割になっているので、ほとんど過疎債、さらに辺地債等使ってきた借金ですので、3割以下に実質返済はそうやって来ているってことですので、未だに赤井議員さんの40億使うなっていうのは肝に銘じながらやっていますので、財政的にはそういうことですのでよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員まだ続きますか。

○1番（赤井睦美君） 庁舎と二つだけ。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） ウイスキーについてお伺いします。

大きな会社とコラボでやるってお聞きしましたが、だいたい総額19億円のうち13億が総務省と町で、なぜ大きな企業より町と総務省のほうが金額が大きいのか教えてください。出資する額が19億のうち13億ですよ。建設費の持ち19億でしょ。そのうち13億を総務省と町で持ちますよね。6億しか出さないの。企業は。なぜ企業のほうが少ないのか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） なぜ少ないのかは答弁に困りますが、ただ、あくまでもですね、建築費が19億で、だいたいその皆さんご存じのとおり、ウイスキーっていうのは必ず3年間はですね、売れない。原酒で売るのはあるんですが、3年4年は実財源でやらないとなないので、新たな会社が借り入れしたりしながらですね、この3年、4年はなるべく売ったら今度皆さん私も先ほど言った酒飲めないのにウイスキー作るっていうんですが、みんな知っている人は3年より5年、5年より10年って長く年数経ったほうが高くもなるし美味しくもなるので、なるべく売らないように持っていくってことですが、やはり3年は当初から2030年に新幹線が来るってことでそれから売り始めるってことですが、新幹線は伸びていますので、その辺経営のいろんなことでやっていますが、あくまでも建築費の話であって、運転資金等々はもう少しかかるってことでこの間のシミュレーションでもあったと思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井議員。

○1番(赤井睦美君) これは余計な心配かもしれませんが、民間の人が始めると当然ですがやってみて利益が出ないと思ったらぱっとやめて違うところに行くって、そしたら残ったのは全て八雲町が持っていないといけないのかって非常に不安があるんですが、そういう心配は全くないんですか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 心配ってというのは、八雲町は出資したお金と、補助金というのはもしも最悪の赤い議員さんが心配されていることがあった場合に、それだけの損失にはなるということになります、基本的にはですね、あとで話をしますが、使う場所がですね、そんなに切り離れていませんので、そこがあまりこの辺まだ話せないってことでご理解をいただきたいと思います。

○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。

○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。

○政策推進課長(川口拓也君) ちょっと補足的なものですが、そこら辺はですね、当然これから出資する各会社、町もですが、そういった事態が起きないようにですね、しっかりと契約っていいですか、そういった部分は撤退しないって約束事を取り交わすってことで話は進めていますので、そこら辺は多分問題はないと思います。

○議長(千葉 隆君) 建設費の町の補助金額の予想だけは出せないの。最初の質問の中で漏れてるから。

○政策推進課長(川口拓也君) その部分に関してはですね、おそらくは元々町が企業誘致としてですね、このウイスキー事業に取り掛かった経過がございまして、その際もどういった企業が来るか、これまでもいろんな企業とお話してきた中では、企業規模とかは想定せずにあくまでも町長の政策的判断で酒類関係、その中では息の長いウイスキー事業を誘致したいと数年前から。その当時は町長2分の1町補助の補助ルールに従って建設費等の2分の1が限度だって、町長一時期は全額補助って話もありましたが、そこは町のルールに従って2分の1でいきましょうってなりましたが、この度は国のほうの補助金も出るようなルールのもので把握できましたので、それも組み入れて企業さんの規模うんぬんより元々の町のルールとして2分の1、でも国のほうもあるなら3分の1ってかたちで整ったというのが大きな考え方かなと思います。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井議員。

○1番(赤井睦美君) 全額から2分の1になり、さらに3分の1になってよかったと思いますが、金額を考えたらすごく大きいので、最後手を引かれて八雲町だけが負の遺産を残ったってことにならないように、途中経過も全部いろいろ今まだ公表できないってことがいっぱいありますが、そういうのもわかったらすぐに皆さん心配しているので途中経過も含めて分かったことはすぐに教えていただきたいと思います。

次に庁舎のことについてお伺いしたいと思います。

昨日、佐藤議員の質問の中で、プロポーザルの選定委員のお名前をお伺いしたんですが、その中に一般の町民の方が一人も入ってなくて、町長はずっと共同のまちづくりっておっしゃっていたのに、なぜこの行政の方ばかりなのか、そこを教えてください。だって町長が選んだんですよね、違うんですか。違うの。変だよ。立候補。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私の指名ではありません。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 今の庁舎の基本設計の関係なんですけど、これは公募型のプロポーザル方式ってことで通常の入札制度を用いていまして、やっぱりその入札の指名の関係には一般の方は入れてないんです。今までも。それで関係する課の関係課長が集まってその中の専門性を有する方々に集まってもらって審査するというふうになっています。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） このプロポーザルの公表を読ませていただくと、このプレゼンテーション及びヒアリングの中で焦点があてられたのが、構造体の種類、この辺はいいんですね、ランニングコストなどのライフサイクルコスト、それから脱炭素社会の実現に向け、自然エネルギーを活用した環境に配慮した庁舎の考え方、そして平常時と災害時におけるフェーズフリーの視点を持った防災機能の考え方でしたって書いていて、それで町長も前にシンプルでできるだけランニングコストのかからないものをおっしゃっていたんですね、それでいくと災害時対応の評価とか、ランニングコストとかユニバーサルデザインとか効率的な行政サービスってトップの団体が一つあって、なぜか今回選ばれた会社は先日佐藤議員がおっしゃっていましたが、いこい交流の場の創出、独自提案ってなんかこれ焦点があてられたところとはまた別な町民と触れ合う場があればいいってそこに重点が置かれていて、なんだかこれチンプンカンプンな選び方だと思いますが、ここにもし一般町民の方が入って行ったら、絶対にこのランニングコストだとか災害時の対応だとかバリアフリーだとか効率的な行政サービスだとか、そこがトップなところを選ぶと思いますが、なぜいこい交流の場の創出、そこに重点を置いて選んだのかわかりませんが、副町長がトップでしたか。よろしく願いいたします。

○副町長（成田耕治君） 議長、副町長。

○議長（千葉 隆君） 副町長。

○副町長（成田耕治君） 今質問を受けた関係については、最終的にはあの広大な国立病院の跡地を活用した中での建物ということで、当然、新庁舎を今建てますが計画的には将来的な建物として資料館や徳川公園の整備だとかそういうことをトータル的に考えた中で当然その企業の計画を受けたんですが、それは全体的な構図としては一つで、当然防災の

関係も間違えなくちゃんとその事業者も提案されています。ただ単に今後そのあとに基本設計実施設計があった中で町のほうとしてはその中に意見が述べられることはできるわけですか、当然そういう防災だとかそういうのに関連した中で今実施設計を進めているものも含めて防災にちゃんと対応できるような今建物に実施設計としてなっているので、それはプロポーザルとして受けて全体的な皆さんの委員の総評でしたので、最終的には総合点で決定になっていますが、実際にそこの視点がどうのこうの、各個人がどういう項目で点数を入れて最終的に評価をされたということなので、個々の委員さんに個々の項目、防災についてどうだったってことの視点の意見交換はそのときにはないので、プロポーザルというのはそういうものだって認識していただけたらと思います。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 別に個々の意見を言ってるんじゃないで、トータルしても防災時の点数が皆さんの委員のまとめた点数の合計が1位のところがあるにもかかわらず、なぜここだけで選んだのかなって。そして当然ですが災害時の評価っていうのがちゃんとできてるから1位になったんだと思いますが、私一番不思議だったのは町民説明会のときに私は欠席でしたが、参加した人から大屋根がいいって人もいたけれども、不評の人もいました。その大屋根はいらなくてことに対して、あの広大な敷地にこの大屋根は存在感があって必要だって説明がされた。ところが必要ないっていったときは必要だっていったにもかかわらず、あとからこの大屋根は威圧感がありすぎてって屋根低くなりましたよね、なんかこれずいぶんいい加減だって。町民がいらなくていったときはこの広大なところには必要だって。でもあとから威圧感がありすぎてって、自分で作っておいてそれかかって不信感。なんでこうなのって。そしてプロポーザルの結果はつい最近見せていただきましたが、1位の会社しかも大事なところ、ランニングコスト、災害時とかユニバーサルデザインとか大事なところで1位持っている会社があるのになぜ交流で選ばれたのって不信感も出てきますよね。そしてこれ公表されてるから町民も出てくると思うので、その屋根もそんな威圧感だったら初めから威圧感あったのになぜ今になってって、きっとあれはお金がかかるからだと思うけれども、そのやり方が町民にとってはなんだろうこのやり方って不信感にしかならないと思いますが、今後もそのようなやり方で対応されるんでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） はっきりいってこのプロポーザルで決めたのは確かに総合点で決めましたが、私はですね、当初の案が一番いいと思って、ずっといきましたが、誇示していましたが、町民の多くの皆さんや議員の皆さんからもあの屋根はどうなのって、あの屋根がいいって方も議員の中にはいましたし、また町民の方の中にもあの屋根がいいって方もいました。ところが町民の多くの方や議員の皆さんからも指摘されたので、それを私が誇示してなにかんたも民主主義に外れるだろうってことで、私は我慢してっていったら失

礼ですが、何とか皆さんの意見を調整しながらまとめていくっていうのも私はいつようだったことで、一番は設計屋さんからも一段下げて、そうすると皆さんが失敗しているランニングコストのほうもちょっとは下がってくるということと、圧迫感は言葉ですがいろんな部分であるほうが、またこれから徳川公園につながる部分だとか、あと木材の使う量を入れてもあの方がいいだろうってことで提案されました。その中でまた議会からもこれも採算町民説明会をもう一回やれってことを再三言われて私はまた言われたくないから行きたくありませんでしたが、議員の皆さんからご指摘を受けた部分で町民説明会をさせていただいたと。その中で行くと公民館の利用者の方々の意見も取り入れ、さらに町民や議会の皆さんも取り入れて、これならいいだろうということを商工会のはぴあでもらいまして、そしてまた議員の皆さんも下げたら駄目だとかいろんなことを言う人もいましたが、これならなんとかいけるんじゃないのって言葉をいただきながら実施設計のですね、予算を承認されて、今に至っていますので、これからも先ほど言ったとおり、皆さんの意見を尊重しながらもしも実施設計、前にも言いましたが実施設計の中で変えられることは変えていきたいと。ただ大きく変わると今の実施設計が駄目になるとか、またそのあと戻りするってことを我々特に今の確かにいろんなズブっていった環境問題の補助金もいただくことになっていますが、通常なら出てくるものが遅れている話もありますが、これも申し込んでるし、また公民館過疎債やいろんな補助金も申し込んで順調に進んでいるところで、また止まるとどうなるか先が見えないのでなるべくですね、このまま進みたいと思いますが、全くごり押しということではないので変えられるものは我慢しても皆さんの意見を尊重しながら進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井議員。

○1番(赤井睦美君) 民主主義で皆さんの意見を聞いて変えたっていうのは非常に驚きました。ただ一回目のやっぱり報告会的时候はもう決まってるから変えられないってそういうイメージが町民の中すごくあって、できたもの出して変えられないのは全然共同のまちに反するって意見はたくさんいただきました。残り1年ありませんが、庁舎みんなあの位置に移転するってところから揉めていたし、あの屋根でも揉めたし、すごく注目されてるし、みんなに期待されてるし、それから特に働く人にとってはね、外見じゃなくて中身本当に働きやすい中身であってほしいってすごく思います。そして共同のまちづくりは名前だけではなくて実践してほしいと思います。残りわずかですが、是非共同のまちづくり、実践してください。町民、できちゃったものに文句言うなって雰囲気を感じられるので、そういうことのないようにこれからもお願ひして質問を終わります。

○議長(千葉 隆君) 以上で赤井睦美議員の質問は終わりました。

次に、大久保建一議員の質問を許します。

○4番(大久保建一君) 議長、大久保。

○議長(千葉 隆君) 大久保議員。

○4番(大久保建一君) 最後になりました。町長疲れていますか。大丈夫ですか。質問

させていただきます。

災害時における共助をどう促していくのか。

近年、これまで想定してきた規模を上回る災害が多く発生しています。

八雲町においても、そんな災害に備え令和6年度から危機対策課を新設し備えています。

しかし、被災時においては自治体職員だけでは賄いきれるわけもなく、また職員も被災者になっていることも当然考えられることから、住民同士の「共助」が不可欠になると、考えられています。

八雲町の災害時における「共助」をどのようにしていくのか、またその人材をどう育成・確保していくのか、考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員の1つ目の質問にお答えします。

今年1月に発生した能登半島地震においても、地震発生と同時に家族の被災や道路寸断等により、役場に参集できた自治体職員は全体の2割から6割程度、役場は多くの電話と情報で混乱し、多くの住民が避難所や公共施設に殺到し、被災状況の把握すら困難な状況に陥ったというのが実情でございます。

一方で、地震発生と同時に、日頃の地域コミュニティでの共助による防災活動によって、住民が助かった事例がいくつもあり、特に、地域の住民同士が助け合って自主的に避難所を開設した事例も多く、その数は自治体が指定する避難所の数を上回ったことから、改めて、共助の重要性が再認識させられたところでございます。

災害における共助の仕組みとして、町内会などの地域住民が協力して防災活動に取り組む自主防災組織がありますが、今年4月現在で八雲町の組織カバー率は26.8%と北海道全体平均75.6%を大きく下回っている状況にあります。

背景には、八雲町が、災害が比較的少ないという印象を持たれている方が多いことと、あわせて、町内会の高齢化や担い手不足などの課題があるものと考えられますが、先般、地域防災マスター認定研修会や災害対応ワークショップを開催したところ、多くの町民の方々に参加していただき、防災意識の高まりを感じているところであります。

今後は、地域の防災活動におけるリーダー人材を育成・組織化するとともに、継続的な啓発イベントや防災訓練等を通じて、住民同士が協力し、助け合う自主防災組織の拡大を進めていきたいと考えております。

町民一人ひとりが、防災の担い手として意識し、自主防災組織に参加することを促しながら、より強固な地域防災力を築いていくことを目指しておりますので、よろしく申し上げます。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） ただ今の答弁でいくと、自主防災組織、まだまだできていないけれども、その拡大を図っていきたい。それが防災に備える手立てじゃないかというお

話だったんですけども、自主防災組織、私も倉地さんと同じように、いわき市にも行ってきましたし、そのあと亘理町にも防災の視察に行ってきました。自主防災組織、実態としては何が担ってるのといったらやっぱり町内会なんですね。その地域の人たちが担う組織となるとやっぱり母体は町内会。それでいきますと、八雲町は予算委員会とかでもいろいろ出ていますが、町内会、機能しているところも機能していないところも倉地さんのところのようになくなったところもありますし、多いところでは200人、300人超えるようなところもありますし、それは自主防災組織という新たな役割を担わせるなら、なおさら再編が必要になってくるんじゃないか。そういうことをしないと、役割は担っていけないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどう考えてるんですか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 地域防災の観点に関わらず、やはり町内会の部分については、小さい組織、大きい母体、それぞれある中でいろんな課題がある中で数年来町連協とともにいろいろな方法がないかというかたちで議論を重ねてきてるんですが、実情ですね、アンケート調査もした経過があるんですが、実情ですね、その部分に関しては統廃合の統一した統廃合の仕方が現状見だせていないというのは実情です。

それで以前話しましたとおり、一度アンケート調査して、やはりしたくないって町内会もごさいますし、したいという町内会もある中で、やはり我々のほうで町連協と話をした中では、基本的にはどうしてもやっていけないって町内会があればですね、我々のほうで間取り持つようなかたちで、隣接の町内会や飛び地は難しいと思いますが、そういった部分の間に入りながら町内会の統合、そういったかたちに持っていくかたち、現状はちょっと難しいんじゃないかってかたちで現状は議論は終わっている段階でございます。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） その答弁は私覚えています。8割型のアンケートした自治体じゃなくて町内会の会長たちが合併は望まないとか再編は臨まないとかって言ったって結果は覚えています。でも、新たにまたこの自主防災組織、防災って観点で、新たなことを共助をお願いしていくのであれば、話変わってきませんか。違うと思うんです。お年寄りばかりの集落で10人もいないような町内会で共助をすれって言っても、自主防災すれって言っても無理じゃないですかそれは。だからそこはちゃんと町が主体性をもってきちんとお願いするべきだと思います。

ただ、私が質問したのは、自在づくりが中心なので組織作りについてはこの辺にしたいと思います。町長答弁の中で行ったら自主防災組織を促していくってお話だったんですが、私は人材づくりだと思うんですね、一番は。人材づくり。それで防災に関する四大資格ってありますよね、当然危機管理課の皆さんはご存じだと思いますが、一つは救急救命士、もう一つは防災管理者、それで防災機器管理者と防災士といわれています。

町は、被災時にどの資格を持っている方がどれくらい必要だと今のところ考えていらっ

しゃいますか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 防災に係る自主防災組織等、町の施策に係る部分での人材、防災人材の把握って部分も含めて、その何人いればいいのかというふうな部分については、実際の数量等についてはわかりかねるっていうのが素直な状況でございます。

ただし、防災というふうな部分で自助・共助の特に共助に係る部分での日々の町内会活動やそういうふうな防災活動の避難訓練等を通じまして、町民一人ひとりが、まず自主的な防災意識を一人ひとりが高めていただくというふうな部分で、まずはその一人ひとりの防災意識を高めて、それで周りの方々、ご近所だったり友人等の身の回りの共助、そしてそれがさらに積み重ねて地域全体の地域防災力の向上につながっていくのかなって思っておりますので、まずは人材づくりというふうな部分ですね、町民一人ひとりが防災意識を高めていくことがまず長い目で見たら地域全体の防災力の向上につながるのかなと思っています。

そうした部分でこれから人材づくりを中心とした施策展開を検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 一人ひとり意識を高めていただくのが一番で、今のところどういう資格を持っている人がどれくらい必要かは考えてないってことですね。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） これからそういった防災人材を育てていきたい、育成していきたい、要は地域における防災のリーダー的存在、そういう人材を集めまして、そうした中でそういった方々が意見交換だったり、講習会等を開いて自主的に防災に係る知見や知識を高めていただく。そして合わせてその方々が率先して地域の活動、防災活動、たとえば避難訓練等に協力していただくとか、なんらかの防災イベントを主催して活動していただくというようなかたちの場づくり、そういった防災の推進団体をまずは構築して、そういった活動を通じて町内会等と連携しながら防災活動を進めていってかたちが理想なんじゃないかと今のところ考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） ちょっとあらかじめ言っておきますが、今日倉地さんの質問があって、事細かにいろいろやってくれたので、ダブって答弁しないといけない部分が出てくるかもしれないので、その部分をご容赦いただきたいと思っております。

それでただ今の答弁ですが、ばふらっと、結局分かったような分からないような私は理解できなかったんですが、そういう人材を育てていきたいって言っていますが、そういう

人材ってはっきり言って適任なのは防災士なんじゃないんですかね。それでその防災士の提案をしたいんです。それで倉地さんが福島県いわき市の事例を紹介しましたよね。いわき市では自主防災組織に一つの組織には二人以上必ず防災士がいると。そういった目標はきちんと筋として持っていかなければならないんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員のですね、おっしゃるとおりだと思います。倉地議員からもそういう質問がありました。なかなかこの防災士をですね、補助だとか大変答弁が難しいと思うので、私から答弁しますが、私も必要だと思っている一人です。ただ町内会の組織もそうですが、場所によって結構防災に対する意識もですね、たとえば落部だったら浜の人たちは結構お母さんたちっていったら失礼ですが、結構防災意識があって津波がすぐ来るんじゃないかだとか、野田生、山越とか行くと、津波と上からの崖からの土砂崩れ等々、ところが本町地区、熊石もそうですが、この本町地区に来たら線路から下の方は津波の心配していますが、また線路から上の方々はあまり津波だとかの心配はしていないのが現状なので、その辺も踏まえてですね、先ほど倉地議員さんの質問が終わったあとに内々的には防災士は必要だろうってことは確認いたしましたので、それは年間3人ずつが作っていくのがいいのか、5人ずつがいいのか、2人ずつがいいのかは早急に検討しながら、今回の本予算には入っていませんが、どこかで我々として意見をまとめながら補正でもしても多分今の議員さんですね、皆さんの意見を聞くとですね、防災士は作ったほうがいいって意見が多いので、通るんじゃないかってこともあるので、まとめながらまた常任委員会に説明しながら防災士は作っていきたいということでご理解をいただきたいと思っています。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 町長からの答弁で防災士の資格取得に関する補助って言葉をいただきました。まさしくそこなんです話したいのは、防災士になるには受験費用3千円と、もし登録していただけるなら登録申請料5千円、あと教本代4千円がかかる。1万2千円くらいかな。違いますか。データが間違っていたらごめんなさい。ちょっと聞いてください。それで実際にそれがかかるんですが、いわき市では一番お金がかかるのは民間団体がやっている研修にお金がかかると思うんです。何万円って。それでいわき市は、市が主催で市の職員が研修してるんだと思うんです。認定機関となって。違うんですか。間違えたら指摘してください。ただ、そういうふうに防災士を育成するようなことを町自体が主体になってやってもいいんじゃないかなと思うんです。

それと町長年間3人とか言っていました、ウイスキー事業に9億かけるって、そういう町長が年間3人とか言わないで、いわき市では年間毎年100人ずつ受験するそうです。それで日本で一番防災士がいる町を目指そうって考えらしいです。だから八雲町も本気で

取り組むなら、たとえば町長の好きな北海道で一番防災士がいる町だとか、そういったものを目指した方がいいんじゃないかなど。特に町長おっしゃるように八雲町には落部やあと海と崖に挟まれている熊石地区やそういったものもあるので、そういったことをしたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員のおっしゃるとおりだと思っています。ただ先ほど2人とか3人は内々で倉地議員さんの質問を終わったあとにそんなになり手がなくて聞いていたので、2人、3人ってお話をしましたが、その辺の人数的なもの、補助の出し方等々を叶えて議論しながら常任委員会と意見交換しながら進めていきたいと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） なり手がいないんじゃないかって、それは町民を見くびっていますよ。というのは、正直私も同じ考えでした。ただ、道の災害マスターの講習会、あんなに人が来るんだなって思いました。町内会の責任で来てる人、職場ぐるみで取り組もうとって申し合わせてきてる人もいたし、防災に関しては意外と町長が考えているよりもそういう高い志を持ってやってくれる方がいると思うんです。なので、是非取り組んでいただきたいと思いますが、それで今その話が出たので、ちょっとお聞きしたいんですが、北海道防災マスターの研修会で、あれは北海道の主催だったといえ、一時間気象庁さんのお話がとても聞きづらくて一時間とっても正直言って無駄な時間になりました。担当課どうお考えでした、あれ。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 先般ですね、北海道の主催でですね、11月23日に地域防災のマスターの認定研修会がございまして、その際に研修内容に気象庁さんと連携してウェブ会議ってかたちだったんですが、そういった部分で音声等が聞きづらいうって苦情は参加者の皆様からいただいておりましたので、こちらについては当日すぐに道の担当者のほうに申し入れをして今後改善していただくようなかたちで申し送りしたところですので、よろしくをお願いいたします。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） あちらが悪かったのかどちらが悪かったのか、それともシルバープラザの音響が悪いのかはわかりませんが、いずれにしても今後もシルバープラザでそういう講習会をやるなら、音響も含めてちょっと町長には考えていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

それとその研修の中で私も議会の中でもやらせていただきましたし、その防災マスター

の中でもやらせていただきました。ドゥーハグって防災をテーマにした避難所運営ゲーム、あれは大変良いゲームだと思って参加しています。ただ残念だったのが、避難所になる会場が実際にある八雲町の施設の縮尺施設ではなかったんですね。だから今後担当課におかれましては、出前説明会なりなんなりで、こういったゲーム、危機管理意識を高めるような、防災意識を高めるゲームとしてこれから普及していくんでしょから、是非とも八雲町の今実際避難所に指定されている町民センターや落部支所やそういうところの実際の施設の縮尺の図面を使いながら実際に我がこととしてとらえられるそういうゲーム展開をしていただきたいと思います。もう準備をすでにしてるならごめんなさい、お願いします。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） ドゥーハグについては、避難所運営ゲームってかたちで、実際に災害発生時に避難所でどういったことが起こりえるかっていうふうな部分を仮想体験しながら皆さんで協議しながら避難所の運営について学ぶって、有効なゲームになっております。

それでそういった中で議員ご指摘のとおり、たとえば避難所のレイアウトを今全道共通で小学校ってかたちでレイアウト、ひな形作っていますが、地域の実情に合わせたかたちで配置することによって、地域の方々、参加された方々が我がことというふうな意識づけをもって避難所運営について学べるっていうふうなかたちになるかと思っておりますので、その辺は今後検討していきたいと思っております。

あわせて、実際にはびあで研修会をやった際には、はぴあのレイアウトを利用したかたちで避難所運営ゲームを行っていますので、そちらのほうをご了承いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） すみません、その取り組み私知らなかったの、実際に始めてるってことですね、ありがとうございます。

それで、あと防災に関して、危機対策課の体制について、今後自衛隊の職員の方、退職者の方を入れてやっていくってお話をちらっと報告受けたと思っておりますが、その方っていうのはもちろん被災地に赴いた経験のあるとか、そういった方々を採用する予定なんですか。

○危機対策課長（田中智貴君） 議長、危機対策課長。

○議長（千葉 隆君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 今回ですね、新たにですね、防災専門官というかたちで採用することになっていますが、こちらについてはもう採用の試験も行き、採用予定は来年、令和7年の1月から危機対策課のほうに配置されて防災対策の強化に携わっていただくというかたちになっています。その方についてはですね、経験もございまして、実際のところは防災専門官にかかる部分で実務経験、そして自衛隊においても幹部クラス職員と

いうお話なので、そういった部分でこれから防災施策にかかる災害対策本部活動や様々な部分で活躍していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） ありがとうございます。

じゃあ被災地に赴いた経験のある方を入れていただけると。大変心強いことだと思います。先ほど紹介しましたいわき市にもそういう方がいらっしゃいました。やっぱり経験したっていうのは何よりも強いことで、我々がいくら考えても思いつかないことを経験者は体験していますので、そういう方の採用をして、その方一人で今後ずっと採用し続けるかたちになるのかもしれませんが、やっていただきたいと思います。

それとさっき申しました、防災士のこと、再度ですね、話しますが、課長の答弁の中で一人ひとり防災意識を高めていただく、それが一番だってお話だったんですが、防災士をたくさん育成することによってメリットがあります。それは防災士自身に防災研修や防災教育だとかの現場に立っていただくっていうのをいわき市でやっていました。なので防災士になってもらうってこと自体がとんでもなく防災意識を高めていくと思いますので、それを是非とも検討するではなく、何年度くらいから着手したいって町長にお話ししていただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員ですね、先ほど話しましたが、これは早急に内部的に議論を深めて補助のあり方、並びに人数的なことが絞ったほうがいいのか、さらにどんどん経験しながら絞って、また常任委員会の皆さんと意見交換しながらまとめることなら早い時期に補正もしないとならない可能性もありますが、その辺も含めて早急に内部的に会議を開いて常任委員会に報告しながら進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） 補正もありうるって答弁なので、とても近くにやられるって解釈でよろしいですね。違いますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これはですね、今これから本予算を詰めて最終的に3月の予算が通らなかつたらいけませんので、それやりながら内部的にどういう人数がいいのかいろんなことを想定して、また常任委員会と意見交換しますので、4月以降になるということをお願いしたいと思います。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） わかりました。じゃあそれについては今後常任委員会でまたお話をさせていただきたいと思います。

続きまして二番目の質問に入りたいと思います。今後の町財政の見通しや事業の考え方についてお尋ねします。

令和6年10月臨時町議会後の全員協議会で、現在のふるさと応援寄附金の状況や、今後の財政見込みが示されました。また、11月総務経済常任委員会の場でも令和7年度で終了する事業として、U・Iターン補助金の報告を受けました。これについては昨日斎藤議員が質問しています。

この事業については多くの議員が、大変良い事業だとして存続を望む声を上げていましたが今後の財政のひっ迫を予想し終了したいとのことでした。

近年の八雲町は、ふるさと応援寄附金の好調を背景として、大型事業がたくさん続いてきました。

その中には、不確定な未来への投資的事業も多くあったと感じています。

ひっ迫する財政を前に、町民のために行っていくべき事業とは何なのか、町長の考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員の2つ目の質問にお答えいたします。

10月30日に開催された全員協議会において、今後のふるさと応援寄付金見込額を反映した一般会計財政試算について、令和6年度以降、厳しい財政状況が見込まれることを報告したところであります。

ふるさと応援寄附金については議員ご承知とは存じますが、いただいた寄附金を基金へ積み立て、後年度において、寄附者の意向に沿った用途事業である地域振興をはじめ、福祉、医療、教育、基盤整備などの各種事業の財源として有効に活用させていただいており、一方では基金の積み立と取り崩しのバランスを保ちながら、基金残高の増額を図り財政運営を進めております。

私も町長就任後3期目を迎えましたが、予想以上の人口減少と気候変動による漁業を主とした一次産業の低迷など、今後も予断を許さない状況が続くと推測されますが、このような状況を打破することを願い、八雲町の未来への投資として、各種事業を推進しているところであります。

「町民のために行っていくべき事業とは何なのか」とのご質問ですが、町長就任以来、私の基本姿勢は変わっておらず、将来にわたって町民の皆様がここ八雲町において安心して暮らし、夢と希望が持てるまちづくりを推進していくことが重要であると考え、直接的あるいは間接的に町民の皆様が実感できる事業を進めております。

八雲町の基幹産業である一次産業、特に農業、漁業に対する施策が重要と認識しており、現在、農業の担い手を確保するための研修の場として研修牧場の整備や、漁業経営の安定

と地域の活性化を図るためサーモン養殖事業など、将来の八雲町の基盤となる各施策を実施しております。

今後も既存事業のさらなる推進を図り、また、関係団体などの意見を伺うかがいながら事業の優先度を考慮し、持続可能な八雲町の発展を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 町長の口から未来への投資必要だし、それは農業、漁業の産業人口が大事だってお話がありましたが、先ほど赤井議員の質問の中で研修牧場について言及がありました。実際我々もその研修牧場が新たな担い手を作っていく中で、離農していく農家の跡地だとかがそういったものが新規就農者によって、これから離農者農家の跡地で新規就農者が増えていくんだろうと思って我々はあの事業に賛同しました。あの事業が始まってから、5年くらいたったのかな。未だ先ほどのやり取りの中でも明らかにされましたが、成果はなかなか町長のお話でいったら4、5年待つてほしいってことですね。だから未来への投資はもちろん町長の言うとおりの夢と希望を持つために必要だと思うんです。あるべきだと思います。だけど、ただ投資だから、結果は不確定なものなんです。それで今財政試算が出ているときに、令和7年度からずっとマイナスが見込まれていくって、厳しく見た結果ですよ。それでずっといったら今145億の基金があってもそれは毎年毎年で食いつぶされてしまうということなので、要は収入と支出のバランスが取れていない状況で、家庭に例えるならば、赤字が続いているのに未来に対する投資をしていくのか。先ほど町長がウイスキーの構想を喋っていましたよね。未来の構想、未来への投資はあってもいいんですけども、ただ、財政がひっ迫している中で、その時期にやるべきことなのかってことを聞きたいんです。お考えをお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員ですね、言葉っていうのは難しいんですけども、私は今のところ財政がひっ迫している状況にはないと思っています。それで先ほど言った研修牧場についてもですね、今財政を負担金を出しているってことでありませんので、恒常的にですね、大関牧場にお金を出していませんので、財政は今のところ支出はないと。

ただ先ほど言ったとおり、育成牧場を町が今まで数千万円かけたものをかかってないとか、固定資産税が入ってるって、そこで雇用が生まれてそういう部分では収入があるってことですので、ただ今ですね、私も変な話、財政からですね、ふるさと納税がですね、今年は6億しかいかないと。来年から3億ってそんな見方と。さらに皆さんがご存じの物価がどんどん上がっています。それで人事院勧告もあり、町の職員の人件費も上げてるってことも考えて、それを考えて財政予想したらあんなふうになりますっていうので、私もですね、当初見たときにびっくりして、これは少し絞らないとないって思った一人で。ただ私もじっくり、大久保議員さんも経理とか詳しいので、私も財政を分析してしっかりと見

たところ、急激じゃないなっていうのと、我々も先ほど言ったとおり、私も北海道の代表として国のほうに要請活動の中で、この今の物価高賃金の上昇は八雲町だけではなくて、全国の市町村でみんな苦しんでるってことで、これも要請活動の中ではですね、今回の補正予算もきちんとみるような話も聞いていますし、さらに本予算にもきちんと見てくると聞いています。ただ、昔はですね、去年まではですね、内々示みたいなの、早く来たんですが、なかなか補正予算にしても本予算にしても決定が遅いので、まだですね、いろんな情報は来ていませんが、これからくすると想定していますので、今のところ私はふるさと納税にしても多分今日で10億いってると考えますので、6億ってことも本当にきつくなってきたことと、来年度も一番ふるさと納税をやっている会社もですね、やっと落ち着いてきたので、来年もしっかりと応援してもらえんと思ってますし、このふるさと納税についても先ほど言ったとおり、企業版が来年から5年間延長されたので、このふるさと納税も5年は大丈夫だって、そういう予想もしますんで、急速にですね、財政が苦しくなるとみていません。

ただ、関口議員さんから質問のあった、この病院が大変この（聞き取り不能）になるということも含めながら、多分財政が特に佐藤議員さん、赤井議員さんも町長いい加減に金を使うのやめろって、そんなもう投資するなってこともありましたけど、財政のほうも私に対してもう1年しかないんだからあまり出すなってことも含めてきたのかなって。

ただ、あまり私は不安になることはないですし、先ほど言ったとおり、しっかりと引き締めながら財政をやっていくと。もし私が財政がいの一番にやることは、もし財政が本当に苦しくなってくるなら、私はいの一番に自分の報酬を半額にカットするって、そういう意識をもってやっていますので、そういう状況には今ないってことを自覚しながら、ただ、これからはですね、物価がどんだけ上がってくるのって。それといろんな人口も減ってくる。ただ来年国政調査があるので、町としたら新幹線の工事の職員がまだまだいるうちに国勢調査があるのは少し良かったかなと思いますので、ひっ迫はしていませんが、厳しい状況にあるってことには変わりないって意識でこれからも町財政を進めてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保建一君） 答弁漏れ。ひっ迫している財政の中で、町長の特定事業は変わっていかないんですか、しめていかないんですかって。

○町長（岩村克詔君） 今の取り組んでいる事業についてはですね、しっかりとやっていきたい。ただこれからの新たな事業については、先ほどから答弁しているとおり、あと1年切ったので新しい事業に着手する予定は今のところありませんので、今の事業をしっかりと進めていくってことでご理解をいただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） まず一つ、町長はこういうの出したけれども実はそんなに苦しくないってお話だと思うんですが、これは町全体の認識のもとに出されたんですよね。町議会はこういう予測のもとにこれから予算だとかを審議していくって考えでよろしいんで

すよね。だけど今の町長答弁でいったらこれは出したけど実はそうでないって言ってるんじゃないですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員ですね、町財政を見るとときには最悪の状況を見て説明していくのが私は筋だと思っています。これは先ほど言ったとおり、我々は自主財源は3割しかありません。7割は国の交付税で、この交付税は国が、変な話絞ったら苦しくなるって、過去からの例からもそういう状況が続いているので、ありましたので、それは慎重に進めなければなりません、やっぱり未来に対しての投資は、先ほど言ったとおり、恒常的にお金がかかるんじゃないかって瞬間的にかかるお金については、未来の投資をしながら、やはりこの財政をしっかりと見ながら進めていくのは、これは基本中の基本です。

ただ、先ほど言ったとおり、大久保議員さんもお存じのとおり、今回衆議院の選挙があって、国の様子も変わってきたってことで、我々も不安いっぱいありながら要請活動していますので、財政としたらこれでそのときに出した予想です。ただこれがまた3か月5か月の予想は変わるってことで、特に国の交付税のあり方、さらにふるさと納税もどんどん変わってくるので、それは変化していくってことでご理解いただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） ちょっと納得いかないんですが、いいです。ただ、そのあくまでも厳しく見たけれども、もうちょっとそこまで厳しくないってことを言いたいんですか。それで、予想は立てたけれども、それ以上良くもなるんじゃないかってこともあるかもしれませんが、たとえば、農業関連でいったら誰もウクライナ戦争なんて起きると思ってなかったですよね。それによって農業資材が高騰して考えられない、今までなら全然考えなくてもよかった資材の補助とか出していますよね。漁業についても今稚貝の斃死が盛んに言われています。八雲町は漁業者からの税収ってどれくらいあるのか知りませんが、漁業に支えられてる人、ホタテの養殖事業によって成り立ってる人ってかなりいると思うんです。その方々の収入が2年後、3年後、大幅に落ちると考えられます。それは財政収支試算には多分入ってないんじゃないかなって。入ってるんですかね。だから言いたいのは、想定してるほど悪くならないかもしれないけれども、想定している以上に悪くなるってことも考えられるから、だからこそ厳しく財政って見てるんじゃないんですかって。町長は答弁の中で、だから今後も見通し立てないかもしれないから、引き締めていきますって。引き締めていくのは既存事業だけであって、自分のやろうとしている特定事業は引き締めないんですかって。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員ですね、先ほど言ったとおり、この先の予測は全く不透明だって、どんな場合も一緒ですが、先ほど言った我々の財政っていうのはですね、7

割は国の交付金で賄っていますので、その辺についてはですね、しっかりとこの交付金が無かったら困るっていうのは八雲町だけではありませんので、これ全体の話です。ただ未来に対しての投資は必要だってことで進めています、先ほどから何回も言いますが、これから新たな投資はこれは今やるわけにはいかないって財政の結果が出たので、それはもちろんのことやらないってことですが、今までの進めてきたことに対しては、やっていくってことで私は進めたいと思っています。

ただ大久保議員ですね、本当にこれからの予想はどんな民間会社でも、そんな我々行政についても、この想像は難しい。ただ民間よりいいのは先ほど言ったとおり、国の交付税が7割来るってことが確実にしていますので、ただそれがですね、そのときの政府で絞られたり緩めたりってこれが一番きついの、そのことがないように私も北海道の先頭に立ちながら要望活動している tt 毛音でご理解をいただきたいと思います。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） 町長がおっしゃっている交付税が収入の7割占めている。確かに交付税の考え方によって自治体は苦労したり、ちょっと基金が積み忘れてたりってこともあるんでしょうが、ただ、八雲町の場合、それ以外の町村もあるんでしょうが、一番この基金を145億まで積ませた要因っていうのかな、私自身はふるさと納税だと思っています。それで地方交付税に関しては、7割かもしれない、若干の減らされたり増やされたりはあるんでしょうが、極端に変わることはない。ただ、ふるさと納税に関しては、物が無いとか、いろんな要因によってこれから先分からないと思うんです。

最近新聞にもいろいろ他町村の事例が載っています。ホタテを今までふるさと応援寄付金の返礼品で出していたところであんな物がなくなってしまったとか、この円安の時代に向けて湧出したほうがずっと利益がです。だからふるさと納税には回さないとか、いろんなことがあると思うんです。

それとふるさと納税自体は、制度として私はあまり八雲町は恩恵を受けていますが、あまりいい制度だと正直思いません。昨年の12月に東京都区長会、あと東京の都市町会、東京の町村会で郷土要請出しましたね。町長ご存じだと思います。それについてふるさと納税について郷土要請を行っています、ふるさと納税をこういうふうに評しています。自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を寄付金を通じて他の自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものであると。そのとおりだと思います。

八雲町は北海道ブランドの名のもとに、いくらやホタテ、売るものがあるからいいんです。ないところとしたら、住民がふるさと納税は使えば使うほど自分たちの町に住む住民に対するサービスのお金が減っていく。そういうゼロサムゲームのそういう制度だと思っていますので、町長はふるさと納税、商売人ながらの鋭い嗅覚でいち早く取り組もうとして、今まで毎年20億30億とってきて、八雲町の基金を145億まで積んだのは間違えなく町長の功労、業績、嗅覚、そういうものにあるのは間違えないと思っています。

ただ、これをあてにした予算づくりでいったら、絶対に痛い目を見らると思う。だから町長についてはみんなもさっき給料の削減の話もしましたが、町長の給料は去年でしたか、若干上がりましたよね。戻したんですね。町長の報酬を戻したってことはそれを基準にしている我々議員の報酬も上げるってことなんです。だけど我々は改選したあとに、次の選挙のあとに町長の自分たちのルールを作ったので、自分たちでルールを作ったので、そのルールに基づいて町長が上がったなら我々も上げようって話はしています。でも本当にこのような財政試算なら、一度上げたもとの、上げてから我々議員の報酬は下げようって話もし始めています。なので、そういうことが考えられるのであれば、町長の特定制作についても、全く考えなおせってまではいかななくても、少なくとも佐藤議員が言うように、一つひとつ進めませんか。あれもこれもいっぺんに進めるのは無理があるんじゃないんですかっていう意見が今日昨日の一般質問見てたら多いと思う。そういう意見が。なので、そういうふうにしていくべきではないかなと思うんですけども、改めて町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 確かに大久保議員ですね、私の予算案の組み方は確かに今予算組むときに、確かにその赤字になっていますが、今までもですね、必ず終始合わせてきています。残っているお金は大久保議員さんがおっしゃっているとおり、ふるさと納税の部分が残ってるって私も同じ思いです。たとえば昨年だったら 34 億のふるさと納税で 18 億円基金が積み上がったので、収入をマイナスにしないようになってことで、私の 11 年、12 年ですね、進めてきたので、これ来年も同じ思いですので、確かにマイナスっていうのは予算で必ず予算執行残とか残ってきますので、その辺含めたら毎年収支はですね、バランスはとって私はずっと来たので、これから、この先は、来年は私の管轄（聞き取り不能）、今までもだからこそふるさと納税が徐々に徐々に積みあがってきていますので、交付税並びに自主財源を逸脱して、このふるさと納税に頼った、それで財政を組んでません。

ただ突発的なたとえば漁協に 3 億を補助入れたとか、こういうのはふるさと納税が行く可能性がありますが、それがないように今まではいろんな部分でやってきました。さらに地方債の残りもですね、先ほど言ったとおり、合併のときは 156 億で一番私がやっているときで多かった 140 ちょっと行きましたが、去年は 127 億ですので、借金についても増えないようにずっとやってきているので、収支のバランスはとりながら、ふるさと納税は残るように基金に積み上げるように、ただこの基金に積み上げるけれども、この基金に積み上げたものの中から政策的に一時お金のかかるものについては未来の投資として私は必要だと思っているので、その辺はご理解いただきたいと思っていますし、大久保議員さん、私が報酬上げたといっていますが、上げてなくて戻したので、その辺は誤解を招いたら困るので、私は合併のときの行財政改革の中で私ばかりではなくて副町長、教育長の報酬もずっと行財政の改革の中でカットされた部分でずっときたので、一回戻させていただいたと。先ほど言ったとおり、本当に財政が厳しくなると私もわかったら一番に自分の報

酬をカットして、それは別に新年度からとかではなくてすぐにやりたいという意識ですので、ただ、今のところそういう状態じゃないって思いましたので、大久保議員さんもこの数字見たらわかると思うので、この場以外でももしできたらそのうちまたこういう財政の議論をやってほしいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） でも私は町長とかの報酬戻すことには賛成なんです。報酬のことなんかでいったら。我々議員についてもなり手不足が言われているので、本来であればもっと上げていいと思ってるんです。ただ我々の報酬を上げたり下げたりって微々たるものなんです。町長の特定施策に比べたら。なので、これ以上言ってもきっと町長は気持ちを変えないかもしれません。なのであまりしつこくやるつもりはないですが、ただ先ほども言いましたとおり、昨日、今日と二日間の議員の心配、それは理解していただきたいと思います。

我々が話し合って望んでやらないとないのは町民全体の幸せで、夢も必要だし。だけどそこら辺を十分に考えて持続可能な八雲町であるべきだと思います。

最後に赤井さんの任期12年って質問がありました。以前私は町長に冗談かもしれませんが、自分の時代に集めたお金は自分の任期のうちに使うって言ったことがあったんです。その考えが本当かどうかお伺いして質問を終わります。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 全くの冗談です。私は未来に、本当はこんなようなふるさと納税の状況がなかったら、毎年5億ずつ10年の道債を買ってきました。これは本当は10年買って50億未来の子どもたちに残すっていう勢いで5億ずつ積んできましたが、今年ふるさと納税が（聞き取り不能）ってことで今年会計課といろいろ話したけれども、今年は無理だったことですが、本来であったら未来の子どもたちのために少しでも積みながら、さらに政策的にも。ただ大久保議員ですね、私たちの報酬を下げてもたいしたことないって言いましたが、私はいろんなことできませんが、財政をしっかりとやる、経営をしっかりと守っていくのは私は変な話先ほど赤井議員から言われましたがそれだけは私はやってきたつもりですので、私がもしそういうことはできないなら本当に給料を返上してでも頑張っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で大久保健一議員の質問は終わりました。

これをもって、通告の質問が全部終わりました。一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後2時30分再開いたします。

休憩

再開

### ◎ 日程第3 議案第5号

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第5号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第5号、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書10ページをお願いいたします。

このたびの改正は、令和6年の人事院勧告による給与改定に準じて行うものであり、一般職員の給料及び期末・勤勉手当並びに寒冷地手当について改正しようとするものであります。

給料については、民間の初任給の動向を踏まえ、大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引き上げるとともに、若年層に重点を置いた号俸の改定となっており、行政職給料表及び医療職給料表（二）に定める給料月額を、平均3.0%引き上げるものであり、手当については、民間の支給状況等を踏まえ、期末・勤勉手当については支給月数を4.5月分から4.6月分に引き上げ、寒冷地手当については各区分の月額を平均11.3%引き上げるものであります。

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、令和6年度中に適用する内容で、第16条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当を100分の122.5から100分の127.5に改めるものであり、同条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を100分の68.75から100分の71.25に改めるものであります。

次に、第17条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当を100分の102.5から100分の107.5に改めるもので、同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を100分の48.75から100分の51.25に改めるものであります。

なお、これらの改正は、19ページの附則第1条第2項の規定により、令和6年12月1日から適用するものであります。

次に第19条第1項の改正は、区分に応じて寒冷地手当の額を改めるもので、扶養親族のある職員は23,360円から26,000円に、その他の世帯主である職員は13,060円から14,500円に、その他の職員は8,800円から9,800円にそれぞれ改め、11ページの別表第1行政職給料表及び14ページの別表第2医療職給料表（二）の改正は、それぞれの給料表で定めている給料月額を改めるもので、寒冷地手当及び給料表の改正については、19ページの附則第1条第2項後段の規定により、令和6年4月1日から適用するものであります。

なお、第1条の改正については、遡及適用させるため、附則第2条において、改正前の

給料表で支給していた給料及び期末・勤勉手当は、改正後の内払いとみなすことを規定しております。

18 ページを、お願いいたします。

続きまして、第 2 条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正は、第 1 条の改正内容をさらに改正しようとするもので、令和 7 年度における改正であります。

第 16 条第 2 項の改正は、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当を 100 分の 127.5 から 100 分の 125 に改めるもので、同条第 3 項の改正は、定年前提任用短時間勤務職員の期末手当を 100 分の 71.25 から 100 分の 70 に改めるものであります。

次に、第 17 条第 2 項第 1 号の改正は、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当を 100 分の 107.5 から 100 分の 105 に改めるもので、同項第 2 号の改正は、定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当を 100 分の 51.25 から 100 の 50 に改めるものであり、いずれも、令和 7 年 6 月期と 12 月期の支給率を均等にするための改正であります。

なお、第 2 条の改正は、19 ページの附則第 1 条で令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 5 号の提案説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 4 議案第 3 号・議案第 4 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 4、議案第 3 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 4 号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第 3 号及び議案第 4 号については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案書 6 ページをお願いいたします。

はじめに、議案第 3 号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第 1 条の一部改正条例における、第 2 条第 3 項の期末手当の改正は、一般職員の条例との読替規定により、現行の 100 分の 225 を 0.1 月分引き上げ、100 分の 235 に改めるものがあります。

次に、第 2 条の一部改正条例における、第 2 条第 3 項の改正は、一般職員の一部改正条例と同様に、令和 7 年度から、0.1 月の引き上げ分を 6 月期と 12 月期の支給率を均等にするため、100 分の 235 を、100 分の 230 に改めるものであります。

附則として、第 2 条の一部改正条例による期末手当の改正については、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。また、第 1 条の一部改正前の条例の規定に基づいて支給された 12 月期の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

次に、8 ページの議案第 4 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、議案第 3 号と同様の改正でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第 3 号及び議案第 4 号の説明とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに議案第 3 号及び議案第 4 号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号及び議案第 4 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号及び議案第 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 5 発委第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 5、発委第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（三澤公雄君） 議長、議会運営委員会委員長。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○議会運営委員会委員長（三澤公雄君） 発委第1号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本件は、先ほど可決されました、町長等の期末手当の支給率の改正と同様に、議員の期末手当の支給率を改正するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、6月、12月ともに2.25月分で、年間で4.5月分となっておりますが、0.1月分引き上げ、年間で4.6月分に改正しようとするものであります。

それでは、発委第1号の別紙をご覧ください。

第1条の条例、第4条第2項は、期末手当の規定であります。本年12月に支給する期末手当は、現行100分の225を0.1月分引き上げ、100分の235に改正するものでございます。

次に第2条の条例、第4条第2項は、町長等の改正内容と同様に、第1条で12月に引き上げた0.1月分を、来年度からは6月と12月に振り分けて調整支給しようとするための改正で、6月、12月ともに100分の230に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合の変更につきましては、令和7年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は、令和6年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第6 議案第13号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、議案第13号 令和6年度八雲町一般会計補正予算第10号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 13 号、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 10 号について、ご説明いたします。

議案書 37 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 7,025 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 172 億 4,384 万 5 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 47 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目議会費 41 万 1 千円は、人事院勧告に伴う町長等の給与に準拠し、議員の期末手当の支給率を 4.5 月から 4.6 月へ 0.1 月、改定することに伴う予算の追加であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい者福祉費 3,309 万 4 千円は、自立支援給付費及び自立支援医療費において、重度訪問介護や就労継続支援など、これまでの実績と今後の見込みが現行予算を超過する見込みであることから、介護給付・訓練等給付費 2,986 万 5 千円、更生医療 322 万 9 千円をそれぞれ追加しようとするものであります。

3 目高齢者福祉費 83 万 2 千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当特別会計の補正予算議案によりご説明いたします。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目じん芥処理費 44 万 3 千円の追加は、資源ごみ収集売払金請求訴訟業務委託料であります。

本業務は、平成 26 年度に債権者が収集した空き缶（アルミ・スチール）の売払金 160 万円について、現在まで未納が続いており、債権回収に向け弁護士へ業務委託するため、委託料を追加しようとするものであります。

6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費 660 万円の追加は、八雲町漁業協同組合が事業主体となり、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、漁業振興設備等整備 2 事業を進めようとするものであります。

一つ目は、近年の漁船の大型化に対応した上架施設を整備しようとする事業費 597 万 3 千円に対し、補助金 270 万円を、二つ目は、北寄貝桁曳漁業において、操業期間の短縮と捕獲効率の向上を図るための北寄貝捕獲機器導入費 862 万 4 千円に対し、補助金 390 万円を、合わせて 660 万円を追加しようとするものであります。

4 目漁業構造改善事業費は、八雲町漁業協同組合における令和 2 年度からの継続事業で、本年度事業最終年度として、漁業者の高齢化や作業従事者の確保が困難など、厳しい漁業経営の状況からホタテ貝耳吊り作業の軽減と安定的な漁業活動の推進を図るため、全自動ほたて耳吊機 12 台を整備しようとするもので、事業費 6,238 万 4 千円に対するアイヌ農林漁業対策事業補助金 4,064 万 3 千円を追加しようとするものであります。

議案書 49 ページをお願いします。

6 目サーモン種苗生産事業費 6,463 万 6 千円の減額は、サーモン種苗生産施設整備事業

であります。

本事業は、熊石サーモン種苗生産施設拡張に伴う水利権調査ため、当初予算において、本年6月から来年3月までの10か月間を想定した流量検証等調査業務委託料の議決をいただきましたが、北海道から令和7年5月までの1年間の調査実施が必要との見解が示されたことから、令和7年度の事業完了を目指し、繰越明許費の設定を行おうとするものであります。

また、施設拡張に伴う実施設計業務委託料6,463万6千円は、当初予算に計上し、先ほどご説明しました流量検証等調査業務と並行しながら、施工する計画でありましたが、当調査業務完了が翌年度にずれ込むことを受け、取水量の調査結果を踏まえ、令和7年度に施工することが望ましいと判断し、減額しようとするものであります。

7款1項商工費、2目商工振興費2,400万円の追加は、ウイスキー蒸留所誘致事業であります。

本事業は、ジャパニーズウイスキーへの国内外からの注目が高まる中、八雲町において、新たな産業や地域ブランドの創出、地域の魅力向上を目指す取り組みとして、ウイスキー蒸溜所を整備しようとするもので、民間事業者と町が出資し、設立する新法人に対し、出資金を追加しようとするものであります。

3目観光開発費4,388万7千円の減額は、鉛川観光施設浄水温泉設備改修事業であります。本事業は、当初予算において議決をいただき、計画しておりました町が発注予定の鉛川浄水及び温泉設備改修工事の本年度の施工を当初予算編成後に取りやめたことから、改修工事に伴う事業者への休業補償費について、減額しようとするものであります。

13款諸支出金、1項諸費、2目還付金及び返納金2,927万7千円は、令和4年度及び令和5年度の各事業にかかる、国、道からの負担金・補助金について、この程、清算手続きにより、返還が確定したことから、説明欄に記載のとおり、追加し、返還しようとするものであります。

議案書51ページをお願いします。

14款1項職員費、1目職員給与費4,347万3千円の追加は、人事院勧告に伴う一般職の給与表引き上げ改定などに伴う給料及び職員手当等の予算の追加であります。

以上、補正する歳出の合計は、7,025万円の追加であります。

続いて歳入であります。

議案書43ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税1,973万6千円の追加は、普通交付税で、歳出に対応した計上であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,208万円の追加は、歳出でご説明しました障がい者自立支援給付費及び医療費に係る国の負担金であります。

16款道出金、1項道負担金、1目民生費道負担金604万円の追加は、国庫負担金と同様に障がい者自立支援給付費及び医療費に係る道の負担金であります。

2項道補助金、2目民生費道補助金688万1千円の追加は、障がい者自立支援給付費に

おける道の地域生活支援事業補助金 72 万 8 千円のほか、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金 615 万 3 千円であります。

4 目農林水産業費道補助金 4,724 万 3 千円の追加は、アイヌ農林漁業対策事業に係る国及び道の補助金 4,064 万 3 千円で、国が補助対象経費の 3 分の 2、道は 20 分の 1 に相当する額で歳出と同額であります。

また、北海道の地域づくり総合交付金による漁業振興施設等整備事業交付金 660 万円は、対象事業費の 2 分の 1 相当額の追加であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目ふるさと応援基金繰入金 6,463 万 6 千円は、サーモン種苗生産施設整備事業に対応した減額であります。

議案書 45 ページをお願いします。

20 款、1 項、1 目繰越金 4,290 万 6 千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 7,025 万円の追加であります。

次に繰越明許費の補正であります。

議案書 40 ページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費の補正は、追加で、6 款農林水産業費、3 項水産業費、サーモン種苗生産施設整備事業は、流量検証等調査業務について、本年度での完了が見込めないため、予算の一部を令和 7 年度へ繰り越し、限度額を設定のうえ、執行しようとするものであります。

以上で、議案第 13 号、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 10 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8 番（三澤公雄君） 説明で明らかになると思ってたんですが、昨日 4 款衛生費についての説明を受けました。事前審査にならない範囲での説明だったんですが、町内業者二社のうちの云々って説明を受けたんですが、町が訴えるっていうのは、そうそう経験がなかったんですね、これまで訴えられた経験はいくつかあるんですが、なので訴えられた方は明らかにできないんでしょうか。もしできないとなれば、訴えられていない方を疑うことにもなっちゃうと。要するに二社って言われたわけですからね。この資源ごみの改修、買い取れる資格を持っている業者って限られている中で、なので明らかにしてもいいのかなと思ったのと、もう一点、委託する弁護士事務所、もしくは弁護士はどこなんでしょうか。これまでも我々訴えられる側としての経験がいくつかあるんですが、議会の中で説明を受けたときに、これは素人意見ですが、戦い方が下手な弁護士さんだなってイメージを持った方を何人か聞いているので、またそこに頼むのかというのもあとでわかったら非常に悔しいので、説明されるものだと思っていましたが、説明できるものなら説明してほしいと思

います。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 昨日の説明の中での多分説明が多分不足していたのかなと思うんですが、26年度の資源ごみの売り払いの見積合わせは町内業者二社で水戸守合わせを行ったということです。四半期ごとの第1回目、2回目、3回目についてが、今回訴えようとする相手方の法人が落札しまして、うち160万円が現在も未納になっているということでございます。

あとに点目の弁護士の委託先ですが、弁護士法人佐々木法律事務所です。以上でございます。

○議長（千葉 隆君） だからその一社の事業者名を公表できないかってこと。

○環境水道課長（横田盛二君） すみません、今ですね、予算上程の段階でするので、訴えの提起の議決をいただくときにおかれましては、その業者名が出てくると考えてございません。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 今上程している段階で説明できないけれども、可決もしくは成立したあとでは然るべき場面で説明できるって理解でよろしいですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） これまでもですね、たとえば給食費の未納やそういったので訴えはあります。その場合はですね、議員皆さんには議案としては配布しているんですけども、多分、公表の関係っていうのはアスタリスクでなっているので、ここで喋ってしまうとまずい話になりますので、あくまでも訴えの提起のときに業者名は明らかにさせていただきたいと思います。

○8番（三澤公雄君） わかりました。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 商工費の中のウイスキー蒸留所設立法人出資金についてなんですけど、これまでも八雲町は第三セクターって呼ばれて、青年舎だとか設立して株主となってきました。出資者となってきました。それで建設その設備を建設しているときには、割と細かく常任委員会等に内容説明等はあったんですけども、今回ウイスキーはあったんですけど、事業が一旦スタートしてしまうと、最大株主にもあるにもかかわらず、あまり報告はされてきませんでした。会社の業務について。業績だとかそういうことは。ただ、決算については1年に1回報告されるってことがありました。過半数の株主最大株主であっても、そうなのに、今回は4分の1に満たない出資金ってことですね。出資金は2,400万

円かもしれないけれども、先ほどの一般質問であったとおり、何億も町は建設ってかたちで携わっていきますね、だから町民は当然この会社が今現在何をやっているのか、何を指しているのか、どういう製品を作っていくのか、今どの段階にあるんだろうってことを絶対に知りたがると思うんです。それで我々議員もそれを説明していく義務があると思うんです。そういうことは報告されていくんでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） この部分に関しましては、今後新会社設立後には当然公表させていただきますし、詳細な部分、皆様方が求める部分につきましては、当然ご報告はさせていただきますし、今後、定期的にはですね、こういった業績なり必要であれば、必要な情報はこちらのほうから情報提供させていただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 正直、その青年舎とかの運営だとかについて、あまり報告されてないって現状を見ると、あまり町のこういう出資した法人についている業績報告だとかについては、正直、今のところ私は信用してないんです。なので、議会側からどうなるんだって言われるんじゃないくて、町側のほうからきちんと連絡を密に取って、法人とは密に取って逐一いろんなことを報告していただきたいと思います。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） すみません、一応ですね、我々が実際にウイスキー事業が始まると民間が主体で動くようなかたちになってお任せするかたちになるので、我々自身が説明しきれない部分もあると思うんです、そういった部分も含めて、是非こういう会社の方々に来て、直接説明といったかたちでもこれから話をして、そういうかたちで全然していただきたいと思っています。

○4番（大久保建一君） 町長、なんかあるんじゃないんですか。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 50ページの種苗生産施設拡張実施設計業務委託料の減額した6,463万6千円ですが、繰越明許っていうのはわかるんですが、40ページの繰越明許費補正を見たら169万7千円ってことで、金額が全く違うんですけれども、それはどういう理由ですか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 佐藤議員の質問に対しましてお答えいたします。

まず、種苗生産施設の実施設設計の部分 6,400 万円ほど減額していますが、これは実施設計です。あと繰越明許については、現在流量の見一川の河川の追加調査を今実施してございまして、それが道との協議の中で来年 5 月までの 1 年間調査しなければならないってこととございますので、その部分が繰越明許の設定というかたちになります。よろしいでしょうか。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2 番（佐藤智子君） 金額の違いは分かりました。そうなりますと、その新たな今回減額になったものはめどがついたらというか、来年度予算に計上されるってイメージなんですか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 先般、特別委員会のほうでもご報告させていただきましたが、令和 6 年度において実施設計を行いたいということで予算を持っていましたが、水利権の申請にあたって、今年度追加で調査が必要だっただけでかたちになったのは説明したと思います。そういった中、その調査の状況を見まして、令和 6 年度で実施可能であればということで期を伺っていたんですが、いろいろと条件が整わないものもございまして、今年実施するより来年度改めて実施するってことで、令和 7 年度の当初予算のほうに要求させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 7 議案第 14 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 7、議案第 14 号 令和 6 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第 14 号、令和 6 年度八雲町国民健康保険事業特別会

計補正予算第2号についてご説明いたします。議案書55ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ294万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、24億4,633万3千円にしようとするものであります。

それでは、はじめに事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書59ページ、下段をご覧ください。

7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金50万円の追加は、被保険者への保険税過年度過誤納還付金であり、今年度、高額な還付金が複数発生したことによるものであります。続いて3目、償還金、244万5千円の追加は、令和5年度及び令和4年度の道補助金交付額が確定したため、その精算による返還金であり、内訳は説明欄記載のとおりであります。以上が歳出でございます。

つづきまして歳入です。議案書の59ページ上段をご覧ください。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、294万5千円の追加は、歳出の道補助金返還金等へ充当するため、前年度繰越金で対応するものであります。

以上、議案第14号、令和6年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の説明とさせていただきます。よろしくご説明いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第8 議案第15号

○議長（千葉 隆君） 日程第8、議案第15号 令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議案第15号、令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

議案書61ページをお開き願います。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の保険事業勘定に、歳入歳出

それぞれ、83万2千円を追加し、保険事業勘定の、歳入歳出予算の総額を20億3,844万9千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

議案書65ページの下段をお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費83万2千円の追加は、人事院勧告に伴う給与表引き上げによる職員給与費の補正で、2節給料に45万円、3節職員手当等に38万2千円を追加しようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳出の合計は、83万2千円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入について、ご説明いたします。

同じページの上段を、ご覧願います。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金83万2千円の追加は、先ほどご説明いたしました、職員給与費等の追加分について、一般会計から繰入しようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳入の合計は、歳出と同額の83万2千円の追加であります。

以上で、議案第15号、令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算、第4号の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第9 議案第16号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、議案第16号 令和6年度八雲町病院事業会計補正予算第3号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長、国保病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 議案第16号、令和6年度八雲町病院事業会計補正予算

第3号について説明いたします。

議案書 68 ページをお願いいたします。

この度の補正は、国保病院建替事業について、新病院開院時に必要な各種備品等購入費および移転作業費の予算を継続費として追加し、総額および年割額を定めようとするものであります。

病院建設工事は本年2月に着工し、新病院の開院を令和7年6月以降に予定して、今後、移転に係る様々な準備に取り掛かりますが、新病院開院時に必要な各種備品および医療機器の購入は、発注から納入まで一定程度の期間を設け、物品等の搬入や入院患者の新病棟への移送など、総合的かつ計画的に進める必要があることから、本年度内の着手を計画するため、補正予算をお願いするものであります。

購入する備品等につきましては、事務用机やイス、保管棚等の事務用備品、各種診療および衛生備品等の医療用備品、レントゲン撮影装置等の医療器械器具の購入であり、移転作業費につきましては、新病院への物品搬入、医療器械および医療系システムの移設稼働、患者の移送等によるものであり、事業期間は令和7年1月から令和7年6月頃までの2か年度を要することから、関係する費用等の予算措置を継続費で設定するものであります。

第2条、継続費は、収益的収支の病院事業費用に、消耗備品費及び役務費等を、資本的支出に医療器械器具等の固定資産購入費をそれぞれに定めるものであり、上段、1款 病院事業費用 2項 国保病院医業費用 事業名 国保病院建替事業総額は、4,311万4千円、年度を令和6年度から令和7年度の2か年度とし、年割額は、令和6年度は予定しないものとし、令和7年度4,311万4千円に設定しようとするものであり、下段、1款 資本的支出、2項 国保病院建設改良費事業名 国保病院建替事業総額は、1億5,585万6千円、年度を令和6年度から令和7年度の2か年度とし、年割額は、令和6年度は予定しないものとし、令和7年度1億5,585万6千円に設定しようとするものであり、現予算第5条 企業債以下の条文を1条ずつ繰り下げようとするものであります。

以上で、議案第16号、令和6年度八雲町病院事業会計補正予算 第3号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 10 議案第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 10、議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第 1 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。この度の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い職員の賠償責任に関する引用条項にずれが生じるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

第 1 条の「八雲町監査委員条例の一部改正」は、条例第 3 条中で引用する「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改正しようとするもので、第 2 条の「八雲町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正」、議案書 2 ページになります。第 3 条の「八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正」、第 4 条の「八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正」及び第 5 条の「八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部改正」につきましても、それぞれの条で引用している「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改正しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上、議案第 1 号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 11 議案第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 11、議案第 2 号 八雲町印鑑条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第2号、八雲町印鑑条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書4ページをお開き願います。

このたびの改正は、令和7年2月から実施予定の、個人番号カードを利用して行う、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できる「コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービス」の導入に伴い、関連する既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容といたしまして、第1条「八雲町印鑑条例」第14条第1項及び第2項で、この度の改正にあわせ、文言の整理を行い、「申請」を「請求」に改めるものであり、第3項では、第2項で町に対し直接請求のあった証明書の交付を規定しているものに対し、第3項でコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を新設するものであります。

また、議案書5ページ第2条で「八雲町手数料徴収条例」の改正を行うものでものものであり、本条例第6条では、規定されている方について、手数料を徴収しない旨を定めているところではありますが、コンビニエンスストア等での多機能端末機での交付には必ず手数料を支払わなければならないことから、第3項において、多機能端末機での請求については適用しない旨を定めるものであります。

なお、附則として、この条例の施行日を令和7年2月1日からとしております。

以上、議案第2号、八雲町印鑑条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第12 議案第6号

○議長（千葉 隆君） 日程第12、議案第6号 八雲町収入証紙条例及び八雲町廃棄物の

減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第6号、八雲町収入証紙条例及び八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書20ページをお願いいたします。

この度の改正は、し尿及び浄化槽汚泥における収集業務を、将来にわたり安定的かつ持続的な事業運営を目的に、手数料等を改正するため、関係する既設条例の一部を改正しようとするものであり、1リットル当たり、税込み4.9円を5.9円に改めようとするものであります。

第1条、八雲町収入証紙条例の一部改正は、第3条、証紙の種類及び形式で、し尿及び浄化槽汚泥については「245円、490円、980円、2,450円及び4,900円」を「295円、590円、1,180円、2,950円及び5,900円」に、改めるものであります。

第2条、八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正は、別表第1、第18条関係、し尿及び浄化槽汚泥の手数料を、50リットル当たり、「245円」を「295円」に、改めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

また、経過措置として、第1条及び2条の改正後の規定は、令和7年5月分以降のものとして徴収する手数料について適用し、同年4月までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。と規定するものであります。

以上で、議案6号、八雲町収入証紙条例及び八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） し尿処理だとかそういう手数料が金額が上がることに關していったら、別に異論はないんですけども、証紙ってやめられないんですかね。もう時代にそぐわない。それで調べてみると、かなりの県と府でもう証紙を廃止しているところがあるみたいで、一定の経費削減効果もあるらしいんですよ。証紙の法律に対しては私全然無知なので、北海道が発行しているものであれば、八雲町役場もやめられないのかもしれませんが、そういう見当は八雲町単体ではできないものなんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まずですね、収入証紙の關係ですけども、まずし尿と

浄化槽の汚泥については、元々山越郡処理組合をやっているという事でございまして、そちらのほうと一緒に、ずっとし尿証紙を使った流れでできているということでございます。

それで議員ご質問の検討したことはないかというご質問に対しては、過去にそういった検討はしたことは実際ございません。管内の実際の状況をもうちょっと確認しておりますが、収入証紙で残っている部分については八雲町と長万部町の三という実態がございまして、将来的にどのようなかたちがいいのかは、今後検討していく必要はあるのかなと考えております。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） コストのことだけではなくて、町民が使いやすい方法ってことを考えたら時代にそぐわないものについては時代に合わせたかたちに変えていくことが町民のためになると思いますので、その辺もあせてご検討ください。答弁はいいです。

○議長（千葉 隆君） ほかにございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第13 議案第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第13、議案第7号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 議案第7号、八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書22ページをご覧ください。

本件は、熊石地域の新しい地域会館施設の完成に伴い、現在まで設置しておりました「熊石関内生活改善センター」について、新施設への移行により廃止するとともに、新しく関内地区の地域会館として「熊石関内交流センターまなびあん」を設置するため、所要の規定の整備を提案するものでございます。

それでは条例改正の内容でございますが、条例第2条関係、別表第1から「熊石関内生活改善センター」との廃止により削除し、新たに名称「熊石関内交流センターまなびあん」、位置「八雲町熊石関内町83番地」として新しい地域会館を追加し、定めものがございます。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第7号、八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第14 議案第8号

○議長（千葉 隆君） 日程第14、議案第8号 八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議案第8号、八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

この度の改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センター運営協議会の定義規定を引用する条項が改められたほか、地域包括支援センターの職員の配置基準が見直しされたため、既設条例の一部を改正しようとするものです。

第1条の改正は、八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正で、条例第14条中で引用する、「第140条の66第1号ロ(2)」を、「第140条の66第1号イ」に改正しようとするものであります。

議案書23ページ下段となります。

第2条の改正は、八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正で、条例第4条第1項の改正は、地域包括支援センターの職員の員数について、第1号被保険者の数や、センターの運営状況を勘案し、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能とする括弧書きを加えようとするものであります。

同条第2項の改正は、前項の規定にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、当該区域内の一つの地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数を、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、3職種のうち2名とすることができる旨を新規に追加しようとするものであります。

同条第3項の改正は、第2項を追加したことにより、2項を3項に繰り下げようとするほか、各号中の「前項」を、「第1項」各号へ変更しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を、公布の日からとするものであります。

以上、議案第8号、八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第15 議案第9号

○議長（千葉 隆君） 日程第15、議案第9号 八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排

水施設条例の一部を改正する条例 を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第9号、八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書26ページをお願いいたします。

この度の改正は、下水道事業及び農業集落排水事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安定的かつ持続的な事業運営を目的に使用料を改正するため、関係する既設条例の一部を改正しようとするものであり、平均改定率は、下水道使用料10.90%、農業集落排水使用料9.84%であります。

第1条、八雲町公共下水道条例の一部改正は、別表第1、第27条関係、下水道使用料の改正で、一般用の改正は、基本料金「1,200円」を「1,400円」に、超過料金「150円」を「160円」に、改めるものであります。

浴場用の改正は、基本料金「2,800円」を「3,300円」に、改めるものであります。

第2条、八雲町集落排水施設条例の一部改正は、別表第1、第7条関係、集落排水施設使用料の改正で、一般用の改正は、基本料金「1,200円」を「1,400円」に、超過料金「150円」を「160円」に、改めるものであります。

浴場用の改正は、基本料金「2,800円」を「3,300円」に、改めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

また、経過措置として、第1条及び2条の改正後の規定は、令和7年5月分以降のものとして徴収する使用料について適用し、同年4月までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。と規定するものであります。

以上で、議案9号、八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例について、の説明とさせていただきます。よろしくご説明いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 16 議案第 10 号

○議長(千葉 隆君) 日程第 16、議案第 10 号 八雲町給水条例の一部を改正する条例 を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(横田盛二君) 議長、環境水道課長。

○議長(千葉 隆君) 環境水道課長。

○環境水道課長(横田盛二君) 議案第 10 号、八雲町給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 28 ページをお願いいたします。

この度の改正は、給水装置工事申請の取り扱いについて、水道使用者及び指定事業者の負担軽減を図るため、修繕工事において、申込書による申請から、工事完了後の届出書に見直しを行うとともに、水道事業の健全な経営基盤を構築し将来にわたり安定的かつ持続的な事業運営を目的に、水道料金を改正するため、関係する既設条例の一部を改正しようとするものであり、平均改定率は、水道料金 7.16%、簡易水道料金 4.92%であります。

第 5 条、給水装置の新設等の申し込み、第 39 条、過料、の改正は、各条文内から修繕を削除するもので、議案書 29 ページ、別表第 2、第 32 条関係、手数料表の改正は、「新設以外の工事」を「新設、修繕以外の工事」と改めるもので、修繕工事については、給水条例施行規則において、施工完了後の届出によるものを規定し、手数料は不要とするものであります。

議案書 28 ページへお戻りください。

別表第 1、第 25 条関係、八雲町上水道及び簡易水道料金表の改正は、一般用の改正は、量水器口径 13 ミリは、基本料金「1,200 円」を「1,300 円」に、超過料金「150 円」を「160 円」に、口径 20 ミリは、基本水量「15 m<sup>3</sup>」を「8 m<sup>3</sup>」に、基本料金「2,500 円」を「1,800 円」に、超過料金「140 円」を「160 円」に口径 25 ミリは、基本水量「15 m<sup>3</sup>」を「10 m<sup>3</sup>」に、基本料金「2,900 円」を「2,300 円」に、超過料金「140 円」を「160 円」に口径 30 ミリは、基本料金「5,700 円」を「6,200 円」に、超過料金「140 円」を「150 円」に、口径 40 ミリは、基本料金「7,800 円」を「8,500 円」に、超過料金「140 円」を「150 円」に、口径 50 ミリ以上は、基本料金「8,400 円」を「9,200 円」に、超過料金「130 円」を「140 円」に、改めるものであります。

浴場用の改正は、基本料金「12,000 円」を「13,200 円」に、超過料金「110 円」を「120 円」に、農業、工業用の改正は、基本水量「100 m<sup>3</sup>」を「200 m<sup>3</sup>」に、基本料金「18,000 円」を「19,800 円」に、超過料金「120 円」を「130 円」に、臨時用の改正は、基本料金「6,000 円」を「6,600 円」に、超過料金「220 円」を「240 円」に、改めるものであります。

附則として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

また、経過措置として、改正後の第 25 条の規定は、令和 7 年 5 月分以降のものとして徴収する料金について適用し、同年 4 月までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。と規定するものであります。

以上で、議案 10 号、八雲町給水条例の一部を改正する条例について、の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 17 議案第 11 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 17、議案第 11 号、八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第 11 号 八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 30 ページをお願いいたします。

この度の改正は、水道整備・管理行政の機能強化を目的に、水道法施行令及び水道法施行規則の改定に伴い、資格要件及び実務経験年数の見直しがされたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

第 3 条、『布設工事監督者の資格』は、水道施設の布設工事に関する技術上の監督業務を行う者の資格要件を定めておりますが、学歴及び学科要件に「土木工学科」以外の「機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程」を追加し、技術上の実務経験年数を簡易水道事業と同等に見直しを行うものであります。

第 3 条第 1 項第 1 号は、衛生工学又は水道工学を履修することにより、必要とする技術上の実務経験年数を短縮できる規定を廃止し、1 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とし、第 2 号は、大学において、「機械工学科」もしくは「電気工学科」又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上の実務経験、第 3 号は、字句の整理を行い 2 年 6 か月以上の実務経験、議案書 31 ページ、改正後の第 4 号は、短

期大学において、「機械科」もしくは「電気科」又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上の実務経験、改正前第4号は、改正後第5号とし、字句の整理を行い3年6か月以上の実務経験、改正後第6号は、高等学校等において「機械科」もしくは「電気科」又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上の実務経験、改正前第5号は、改正後第7号とし、5年以上の実務経験、改正前第6号は、改正後第8号とし、1年6か月以上の実務経験、改正前第7号は、改正後第9号とし、字句の整理を行い、議案書32ページ、改正前第8号は改正後第10号とし、6か月以上の実務経験を有する者とするものであります。

また、第11号は、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格したものであって、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加するものであります。

第3条第2項は、水道事業と簡易水道事業の実務経験年数が同年数になるため、読み替え規定は削除するものであります。

議案書33ページ、第4条は、『水道技術管理者の資格』で、水道施設等の管理について技術上の業務を担当する者の資格を定めておりますが、第1号は、前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは、土木科または、これらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号は1年6か月以上、同条第3号は2年6か月以上、同条第5号は3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものであります。

第2号は、字句の整理を行い、大学2年以上、短期大学3年以上、高等学校等4年以上、議案書34ページ、第3号は、5年以上の実務に従事した経験を有する者とするものであります。

第4号、第5号は字句の整理を行い、第4号において、大学2年6か月以上、短期大学3年6か月以上、高等学校等4年6か月以上の実務に従事した経験を有する者とするものであります。

第6号は、国土交通大臣の後に、環境大臣を追加し、第7号に、技術士法第4条第1項の規定による上下水道部門に合格した者であって、6か月以上の実務に従事した経験を有するもの、議案書35ページ、第8号に土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6か月以上の実務に従事した経験を有する者を追加するものであります。

第4条第2項は、水道事業と簡易水道事業の実務経験年数が同年数になるため、読み替え規定は削除するものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第11号、八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 18 議案第 12 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 18、議案第 12 号 工事請負契約の締結について を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 議案第 12 号、工事請負契約の締結について、提案説明いたします。議案書 36 ページをお願いいたします。

本件は、第 5 回町議会 臨時会において、一般会計補正予算第 9 号で議決をいただきました 公共土木施設 災害復旧工事請負費で、11 月 25 日に入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結にあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものです。

1 工事の種類は、町道相沼内 川沿線災害復旧工事で、工事概要は、復旧延長 107m、盛土 750m<sup>3</sup>、張芝工 280m<sup>2</sup>、路盤工 67m<sup>2</sup>、コンクリートブロック工（練積）476m<sup>2</sup> です。

2 契約の方法は、指名競争入札。3 契約金額は、6,765 万円。4 契約の相手方は、二海郡八雲町栄町 13 番地の 2、東陽建設株式会社、代表取締役社長、川内康次氏であります。

なお、工期につきましては、契約の日より令和 7 年 3 月 20 日までを予定しております。以上で議案第 12 号、工事請負契約の締結についての 提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 散会宣告

○議長(千葉 隆君) 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

12月11日は、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会開催するため、休会したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

本日は、これをもって散会いたします。

次の会議は、12月12日、午前10時の開議を予定いたします。

ご苦勞様でした。

[散会 午後 3時56分]